

(三二八) (その一)

議 録 第二十号(その二)

午前十時三十二分開議

とに恐縮ですが、十分程度にお取りまとめをいただき、その後、委員からの質疑にお答え願うことといたしたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初に櫻田参考人よりお願いいたします。

○櫻田参考人 ただいま御紹介いただきました櫻田武でございます。

実は前もって、いま問題になっております賃上げ問題につきまして、「大幅賃上げの行方研究委員会報告」と、それから最近私が世話人代表をいたしております産計懇の「安心のいく世の中」を作するために」という提言を諸先生方の御参考になればと思ってお手元に差し出ししておきましたので、お暇な節にお読みいただきとうございます。

私の考えるところによりますと、現在の経済情勢と申しますれば、一言で申しますと、インフレーションの抑止対策の効果が確かに出てきた、これは間違いないインフレは終息の方向に向かいつつある、同時に、インフレ抑制策としてとられましたところの総需要の抑制、すなわち財政、金融の引き締め政策と、同時に金利の引き上げもございしますが、これを一口にタイトマネーポリシーと申しましょうか、お金の流通量を減す政策、これの副作用が非常に表面化してきた、一言で言えばこういうふうに申せるかと思うのでございます。

御承知のように、インフレーションと言いますのは、先般おいでになりましたハイエック教授と私一晚議論したのでございますが、ハイエックさんに言わせると、持続的な物価上昇と、それから物価上昇するであろうという一つのサイコロジカルな期待感、これをインフレと先生は称しておるのであります。そうしてハイエック先生は、まことに簡単なことじゃないか、シンブルシングとおっしゃられた。通貨の量を減せばよろしいのだというふうな簡単なことをおっしゃいまするが、しかしながら、インフレというものをそういうタイトマネーポリシー一本でやりますと、どうしても

副作用が出る。どういう副作用かと申しますれば、これは不景気、倒産、失業の増大ということにあらわれております。

失業率は、一月の数字しかまだ労働省の統計に出ておりませんけれども、これは失業率にいたしまして大体一・六七程度でございます。失業の数から言いますと、季節修正をいたしまして九十八万人程度でございます。ちなみに外国の例を申し上げますと、これは一月でございますが、アメリカが八・二の失業率、そうして七百五十万人、これは世界一でございます。ドイツが五・二%の失業率で百五十万、イギリスが四%の失業率で百万というふうに、諸外国も同じように、インフレを抑制するためのタイトマネーポリシーをやりますと、どうしても不景気になって倒産と同時に失業が出るというふうになるのは、これはやむを得ないところでございます。

こういうふうなことで、インフレーションとそれから不景気とが共存しておるのが現状でございます。

インフレの要因は、私が申すまでもなく、はっきり言いますと、昭和三十五年のあの池田内閣創立以来とられた十年所得倍増計画がうまく行き過ぎまして、倍増が四倍増を達成いたしました、四十五年と三十五年と比べて四倍になればわかりますが、それから、これはどうしてもオーパーロンを中心にした、財政は積極、金融はオーパーロンを許すといった政策でございまして、これをやりますれば、なるほど高度成長はどんどんいき、そしてエンプロイメント、雇用は完全雇用を達成したのでございます。雇用は完全雇用を越えて――学者に言わせると、これはヨーロッパですが、三%の失業率をもって完全雇用と称しておりますが、日本でも大体三ないし三・五%でございましょう。アメリカの完全雇用は、学者に言わせると五%半ぐらいの失業を完全雇用と称しております。

ところが、こういった高度成長政策で、やはり生産性を上回る賃金上昇によってコストが高く

なった。昭和四十三年以来、ベースアップ率が生産性上昇率を上回っております。それから、御承知のオイルショック等で外国から入る油が四倍半に上がった。そしてその量にも限界が来た。鉄鉱石、強粘結炭を初めていたしましてモリブデン、ニッケル、それから衣料、これもほとんど一〇〇%、生糸を除けば全部ですが、それから食糧が半分近く、これらの外国から入る物が二倍半ぐらいに上がっております。

それから、こういうことで皆コストが高くなる。そこへインフレ対策の不景気でもって操業が短縮して、いまはまあいい自動車あたりで二割から二割五分、一番大きい繊維は半分以上の操業短縮をいたしておりますので、操短をやればこれまたコスト高になるというふうなところで、このコストアップがまたさらにインフレをあおるといふようなところでございます。

インフレの対策は、タイトマネーポリシーもございしますが、インカムズポリシーという所得政策はとんぶくみたないもので、アメリカもイギリスも二年以上続いております。タイトマネーポリシーで需要を抑制するしかないが、同時に、技術開発をして生産性を上げるといふことが一等正しい行き方でありまして、これは三年、五年でできるものではございません。したがって、副作用の程度を見ながら適当な策を講ぜざるを得ないというふうに思っております。ただ、現在の景気は、金融を緩め、金利を下げた程度では直らないということだけはひとつ特に御留意願いたいたしております。

われわれの、特に繊維業のように構造的な変化、昭和四十年を一〇〇としたしまして、繊維業に従事する人で、三十人以上の規模の企業に勤めておる人が昭和四十五年には大体百万人おったのでございます。いまは五十万、半分に減っております。それから、その当時は一〇〇といたしまして生産高がちょうど六〇%、六割に減っておりますが、これはもっと減ります。出来高は半分に減り、従業者数は四割に減るといふふうな、構造的

に変わりつつあるということでございます。大体景気の底はついたというのには、これはマクロの見方でございます。ミクロの企業段階においては、無配がこれから始まります、人員整理が始まるでございましょう、経費もどんどんカットせざるを得なくなる、そうして企業同士の整理統合が始まるというふうな状態でございます。

と同時に、これはまあ先生方が一等御苦心なさるところでありまして、地方、中央の財政が非常に硬直化したしておりますので、この財政難、特に税金も減るようなことでございまして、戦後三十年、初めてこういった苦しみ遭うわけでありまして。

しかし、いままでのようなやり方でいきますと、私にはこれを天の与えた一つの好機として、どうか政治の場におかれましてこれをいい方向に、天の与えた好機として生かしていただくようにぜひ御配慮をいたさう、お願いを兼ねて、最近の情勢の御報告を申し上げる次第でございます。

○上村委員長 次に、大蔵参考人をお願いいたします。

○大蔵参考人 私、経団連の副会長をいたしております大槻文平でございます。実は、経団連の会長の土光がやっておりますまいとお話をすることにしておったのでございしますが、急用のために、私が代理で参ったような次第でございます。

経団連といたしましては、経済情勢的確なる把握ということが最も必要なことであるというふうに考えまして、昨年の五月以来、日本の各地で経営者の方々の懇談会を開きまして、そして生の正しい認識を把握しようというところで努力をしております。

その上、実は本年の二月に、景気動向に関する経営者側の意見の調査というものをやっております。アンケートをとったわけでございます。これは日本の各業種の百四十八の会社に対して照会したのでございますが、回答のありましたのは

その六八%の百通でございました。そのアンケートの大概をそのまま御報告いたしまして、さすれば、いまの経営者は一体どういふふうな現在の情勢を考えておられるのかというところをお聞き取り願えるかと存する次第でございます。

まず、アンケートの第一は、景気と需給の問題でございますが、質問が、貴業界で不況感が最も強くなる、または強かったのはいつごろとお考えであるかという質問に對しまして、ことしの一月—三月であると答えたのが四七%でございます。いやそうじゃない、ことしの四月から六月が一番不況感が強くなるのだと答えたのが二五%。いずれにしても、この上半期六月までが一番ひどいのではないかと答えたのが、約七〇%をちょっと超しておられるという状態でございます。

それでは、在庫調整が終わる、あるいは終わったのはいつごろとお考えであるかという質問に對しましては、この四月—六月で終わるのだというふうに答えたのが四四%、それから、いやそうではない、七月—九月に延びるのだというふうに答えたのが三一%。いずれにしても、四月から九月までの間に終わるのだと答えたのが全体の七五%に相当しておる、こういうことでございます。

それでは、現在非常に不況になつておるわけでございますが、稼働率についてはどういふふうにお考えであるか。現在業界の稼働率は平均してA%程度で正常な稼働率を約B%下回っているが、何%稼働率が下がっているかという質問に對しまして、景気が回復すれば正常な水準に復帰できるだろうと答えたのが四七%、景気が回復しても業界の構造的要因があるのでは正常な水準への復帰は困難であると答えたのが四六%、まあ約五〇%ずつでございます。そして、その稼働率の低下につきましては、ここに業界別のものがございますけれども、大体において二〇%ないし三〇%台低下しておるというのが大体的趨勢でございます。

次に、能力増強のための設備投資についてはどういふふうにお考えであるかという質問に對しまして

で、今後低成長が予想されるので、少なくとも五十年中では設備増強の必要はないと答えたのが実に六五%でございます。ほとんど大半のものがことしじゅうには設備投資はやる必要もない、またできないというふうにお考えであるようでございます。

また、価格問題についてはどういふふうにお考えですかということについて質問しているのでございますが、これは、稼働率が正常に戻っても、これまでのコストプッシュ要因を吸収することはできないので、現在よりA%程度製品価格が上昇することを期待する、要するに稼働率が正常に戻っても、なかなか現在のいろいろなコストプッシュの要因を解消することはできない、何%かの値上げをしなければいけないというふうにお答えした企業が六四%でございます。

ちなみに、現在の原価と売価との差額は大体おしなべて一五%程度と言われておりますが、その一五%程度の価格の上昇がなければ大体企業はベイスしない、こういう見方でございます。

それから、貿易、為替レートに關してでございますが、貴業界の五十年度の輸出動向についてはどう考えておられるかということに對しまして、四十九年度の横ばい程度であるというふうに答えたのが三七%、それから四十九年度より増加率は落ちるけれどもなお増加を続けるであろうというものが三二%、それから四十九年度より減少するというのが三〇%、この三つがおのおの三分の一ずつという状態でございます。

次に、輸出の将来に問題が生ずるとすればどの要因によるところが大きいかと考えるかということについての質問でございますが、海外の景気不振によつて影響が出てくるというのが四四%でございます。次は、コスト等の関係で国際競争力が低下するということのために輸出が阻まれるというのが三一%、それから相手国の外貨事情によるものが二五%という状態でございます。

それから、為替レートの面でございますが、円は五十年度中を大観してどんな強弱を示すかとい

う質問でございますが、これに對しましては余り変わらないという答えをしたものが四九%、前半は強いが後半弱くなるというものが三二%でございます。

次に、景気の浮揚要因でございますが、今後景気が浮揚するとすれば、その要因としてどれが中心になるとお考えになるかという質問に對しまして、まず財政のてこ入れだというふうに答えたのが四七%、それから物価の安定による実質消費の増加であるというふうに答えたのが三九%でございます。

それから、政策運営の姿勢についてどういふふうにお考えられるかという問題でございますが、これに對しましては、総需要抑制を緩和しても物価へ影響する懸念は少ないので、これ以上の不況の進行を防ぐためさしあたり財政支出を促進するとともに、金融面でもきめ細い手当てを行う等、段階的に総需要抑制を緩和する方向へ政策を転換すべきである、というふうに答えたのが四六%でございます。

そして、すでに経済はオーバーキルの状態にあり、早急に景気浮揚のための手を打たないと、日本経済全体として不必要な犠牲を払う結果になる、というふうに答えたのが三二%でございます。

以上が経団連で行いました景気に関するアンケートの結論でございますが、私どもはこの結論に基づきまして、やはり景気回復は相当おくれるのではないかと、それから設備投資の面から見しても自律回復力というものはほとんどなくなつておるのではないかと。また個人消費の点につきましても、大体その伸びが御承知のように相当低下いたしておりますので、そうしてまた、個人の消費パターンというものがかなり変わつてきておると思われましますので、この面からも自律回復力というものはない。したがって、やはりどうしても景気

のてこ入れをしてもらわなければならぬ。要するに景気がオーバーキルの段階にあると見て、そして財政支出の促進、拡大によつて、まず金よりも仕事を与えてくれということを経営に要望して

おるわけでございます。

もちろん、政府におきましても、大体そういう方針にのつてやっておられるようでございませうけれども、しかし、その本格的な効果を發揮するまでには相当な時間がかかるために、なお非常な低迷が続いておる、こういう状態でございます。

企業の経営でございますが、ただいま申し上げましたように、二〇%ないし三〇%の操短、ひどいものになると五〇%も操短をしておるということのために、原価の中に占める固定費が非常にアップしておる、あるいは原材料、賃金等も上がつておる。そのためにコストが上がる一方である。また一方、売価は先ほども申しましたように大体一五%程度の売り値とコストとの逆ざやになつておる、こういう状態でございます。

したがって、企業側の収益の状態というのは非常に悪化いたしております。先ほども櫻田会長からもお話がございましたように、これから先、今期は内部蓄積等によつて多少の調整をやつて決算をするとしても、この九月期等には相当問題が起つてくるのではないかと、今期の見通しは、ある証券会社の見通しとしては大体において一六・一%ぐらいの減になるのではないかと、いふふうに見ておるようでございます。

以上、簡単にございしますが、私の情勢報告を終わらしていただきます。次は、大木参考人をお願いいたします。

○大木参考人 今日、物価問題なりあるいは景気問題、労働者、国民の生活問題につきましてはたくさん意見がございしますが、きょうは大蔵委員会という関係もございまして、なるべく問題をしばつて、二点は申し上げておきたいと思ひます。

今日、高度成長時代を終わりました。中央財政では財政硬直化が再び問題となりましたし、地方財政は昭和二十九年から三十年の危機に次ぐ転機を迎えています。もはや従来のように自然増収を

当て込んだ財政政策は許されない時代に入っています。

政府や自民党は、この問題を間接税の増税や地方公務員の人事費問題に矮小化しようとしていますが、事の本質はそのような単純なものではありません。高成長時代から低成長時代への転換は民間の経済部門でも大変なことですが、実は行政、財政部門における転換はもっと重要な問題を含んでいます。単なる財政規模の圧縮や増税といった量の処理では、福祉や公害対策など国民生活を守るために増大してきた財政需要にこたえられません。変化した社会の要求に政治は対応できないのが今日の姿であります。

高度成長が民間大資本育成を基軸としてGNPの拡大であったといたしますれば、低成長時代とはそのために生じた諸種のゆがみ、不公正の是正や福祉の取り戻し、住宅や農業問題や生活環境の整備に政治の主眼が置かれることが妥当でしょう。そのためには、一方ではきめの細かい個別の福祉政策も重要ですが、他方ではそのために、全体といたしまして政治のあり方が福祉に移行できる体制をつくるために、実は中央政府と自治体とを関連づけた技術的な検討、対策が必要と考えます。言いかえますれば、国民のための政治は国家と自治体のいまいちの関係を逆転させなければ、具体的な福祉の政治すらも達成できないと考えます。

三木総理は施政方針演説の中で、賢明にもこの点を強調され、こういう大きな変化の時代に中央、地方を通じての行政の根本的改革を唱えられ、特に地方自治体問題を取り上げた施政方針演説は異例のことと言われているが、その後の現実の政策を見る限り、羊頭狗肉に終わっているとい私は指摘をせざるを得ないのであります。

今日の自治体の財政状況は四十七年度決算で見ると、三三％は地方税収入、一七％が地方交付税、二三％が国庫支出金、いわゆる補助金でございます。一一％が地方債であります。総理は施政方針の中で「国民は美しい自然環境の保全、文化の発

展、快適な生活環境、医療と教育の充実、公共施設の増強を求めています。そうした住民の要求に直接こたえなければならぬのが地方行政であります。」と述べていますが、実はそれを制約しているのが自主財源の欠乏と交付税制度の分割支配と補助金行政の悪弊であります。

自治体に自主財源を与えよということは、保障を問わず地方の自治体の共通の要求となっております。また、高度成長の結果である日本の著しい過疎過密は税源のない地方を生み出しておりまして、こうした自治体からは交付税の改善が要望されております。ところが、この地方交付税は法人税、所得税、酒税の三税の三二％を財源としておりまして、中央の一方的査定による交付金ですから、そのこと自体が自治の侵害と制約の原因ともなっているわけです。その配分が、自治省の地方財政計画による上からの査定でありまして、その水準は社会の歴史的、文化的発展、住民の現代的な要求に合致することおびただしいものがございます。それは戦後のシャッフル勧告に端を発した制度でございます。戦争直後の最低限の行政を保障するものでありまして、今日では、自治体行政を戦後型に縛りつけるくさびになっているとも言えます。しかも、道路や産業基盤投資などは、四十二年以降補正されておりました、そのことが逆に民生的行政の圧迫の要因にもなっているわけでありまして。

しかしながら、反面において、過疎過密の現実から、法人税、所得税の地域的偏りが大きいのも日本の現実でありまして、自治体相互の配分が必要であることも事実です。この総理の言う現代的行政の必要と自主財源と自治体間調整と中央に支配されない自治の四者を同時に成立させるためには、法人税、所得税の税源を地方に移譲すると同時に、集団としての自治体自身に財源の相互配分の権限を与えるべき段階ではないでしょうか。これが、生活保護の地方自治から現代的自治への移行、地方政治の国家への従属から抜け出す条件であります。言いかえますれば、真の地方自治は孤

立した自治体ではなく、地方自治は集団として保障されるべきであります。そのことこそが超過負担克服の第一の制度的方法でありましょう。

また、超過負担の第二の源泉であります膨大な国庫支出金、補助金行政は、このような中央、地方の關係のシステムの転換と税源の移譲によつて、当然縮小されることとなります。自治の充実と中央政治の整理は、表と裏の關係でありまして、中央の補助金行政こそが、道路と産業基盤と乱開発と公害を日本列島にまき散らし、交付税の締めつけや自主税源の欠乏と三位一体となつて、自治体を高成長型行政に誘導した物的な基盤であります。中央の財政構造が、道路や産業基盤優先、大企業育成型であつて、それが補助金として流れればそうなるのは理の当然でありましょう。

したがって、地方財政の充実との見合いで、これからの中央行政が置くべき課題は、歳入、税制、歳出を含めて大企業優先型列島改造型を根本的に転換させるものでなければなりません。大企業に軽い税制を改め、道路や産業基盤、大企業育成の予算の大胆な打ち切りです。そのかわりに、中央行政の重点は、高度成長時代とはまさに反対のことを志向しなければなりません。産業政策は大企業の育成から独禁政策に、公共投資は産業基盤から生活環境改善と公害防止に、道路行政中心から福祉行政に変えられていかなければなりません。とりわけ、市場メカニズムに任しておいたのではもはや回復の見込みのない農業の再建——食糧対策の面からも物価政策の面からも——と、中小企業流通機構の構造改善に公的資金を投入すべきです。

同様に、今日では都市の住宅や大学教育を家計の負担で賄うことはもはや不可能となっておりますから、公的施策の重点はこうした分野に置かれるべきであります。とりわけ、公的住宅政策はインフレと不況の被害によつて絶対的縮小を来していますが、これは現行の政府の方針にも反していることでもあります。また、今後低成長の時代になれば、現状のままでは社会不安の拡大という

問題にもつながりますが、この点に關して言えば、財政、民生的公共投資を圧迫しているのは諸外国の三倍から十倍と言われる日本の異常な地価の高さです。このことを放置しておいては、土地を主要な生産手段とする農業の再建も、公的住宅政策の拡充も、自治体の福祉の充実も不可能と考えます。学校やごみ処理場や文化福祉施設の土地が買えないのです。土地や自然は国民の財産であります。法人や大土地所有者の私的な所有と利用に任せておいては、今後の福祉はあり得ません。

ここで述べてきたことの意味は、中央政治の最大の課題は、独占の支配下の市場メカニズムのもとでは、もはや農業や住宅や自治の展望はないのですから、資金の誘導の面でも、土地制度の面でも、そしてあらゆる民生的政策の面でも、もっと社会化と公的規制と民主的計画化を進めるべきだということでありまして、その意味で、これからの中央政府の性格は実に国民生活上重要であります。問題は、地方財政の充実が福祉の必須の条件であり、それが旧来の国家の産業育成の任務を不要にしなから、それとは別の新しい任務を必要としているのだというこの關係でありましょう。

残念なことには、総理は中央、地方を通ずる行政の根本的な再検討と言いつつも、現実の予算編成の態度は旧態依然たるものでしかありません。政府の予算の説明は、不況と物価対策による総需要の引き締めに見合った予算規模の圧縮論と、その中で福祉や公共投資の対前年伸び率の視点しかないと言わざるを得ません。大蔵大臣、福田金庫長官の説明も大同小異でございます。政府首脳がこのような対前年比の量的比較論しかやっていないということは、政府の財政政策が中央と地方を含めてかつての高度成長時代から根本的転換ができていないということの何よりの証拠であります。

本委員会が、国の会計、税制、金融に関する件について調査をしていて、われわれをそのための参考人として呼んで意見を求められたのでありますから、私は本委員会の調査は、枝葉末節の問題

よりも、もっとグローバルな、中央、地方を同時に含めた現代日本にふさわしい行財政全体のあり方について調査研究をされることを心から希望するものであります。

第二に、第一の最後で触れた本年度予算編成と経済政策、特に金融を含めた問題に一言触れさせていただきます。

昨年から秋の政府と日本銀行の金融引き締め政策は、明らかに春閣における賃金の抑圧を主たる目的とした政策であると断ぜざるを得ないのであります。このことは、予算の審議において野党の皆さんがすでに指摘をされているところであります。

なぜわれわれがそのような判断をするかと言え、総需要の引き締めは、いわゆる需要超過が存在するときに物価抑制政策としての効果があることは経済の常識であります。一年前はさき知らず、今日経済の実態は、まさにその反対であります。それどころか、現状は引き締めの長期化それ自身が操短によるコスト上昇を生み、それが次の大きな物価上昇要因を形成しています。本来、物価政策はカルテルの規制や中小企業や農業流通などの構造政策、土地政策、税制、公的部門の充実など、質量合わせた総合的な経済社会政策であるべきなのに、大企業擁護の立場を捨て切れずに総需要抑制政策一辺倒に傾斜したところに、賃金抑制を射程に入れたるを得ない第一の限界があり、第二に、それが需要上の効果を失ってもなお継続していることは、もはや賃金政策以外の何ものでもないといは主張いたします。

かつて日本銀行は、田中内閣の列島改造論と為替レートの維持に振り回されて、膨大な十兆円に上る過剰流動資金をつくり出し、狂乱インフレの基本的原因をつくり上げました。そしていま日本銀行は、あつものにこりてなますを吹くのとえのとおり、一万数千件の倒産と百万人の私たちの仲間の失業者をみずからの政策目的としてつくり出しつつ、その効果によって賃金の抑圧をねらおうとしているのであります。一つの政策は、必ずそ

れに照応する政治的、経済的、社会的結果をもたらさずにはおきません。国内の経済動向と国際環境から見て、この政策は必ず次の段階の正当な国民の審判を受けざるを得ないと考えます。

何よりも労働者は、政府と中央銀行の政策が労働者の生活を向上させたか抑圧したかを、体をもって感じております。狂乱インフレは高度成長の神話と大企業の社会支配を国民に教えてくれた。そして狂乱に続く引き締め政策もまた、次の歴史の教訓として、労働者に対して物価上昇、失業不安という問題を教えています。このことは、日本の社会の今後のあり方につきまして新しいエネルギーとして必ず民主的な政策につなぐべきことを私は確信しております。ぜひ本委員会がその種の労働者自身の悩み、なお今日迎えているところの大きな政治、経済全体の転換の枠組みをお考えいただきまして、慎重に御議論願うことを希望いたします。終わらせていただきます。

○上村委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。村山喜一郎。

○村山(喜)委員 参考人の各位には御苦勞さまでございます。

まず最初に、櫻田さん、大槻さんにお尋ねをいたしてみたいと思うのですが、昨年の十一月、私たち日本経営者団体連盟の「大幅賃上げの行方研究委員会報告」なるものを送っていただきました。拝見をさせていただいたところでございまして、いまの三木内閣、特に副総理の福田さんを中心にした基本的な考え方は、全くこの日経連の出された一五〇という賃金のガイドラインというものを一つの目安にいたしまして、いま春閣の問題が、いろいろそういうような基本的な考え方の方で指導されているようにございまして、私は、なるほど日経連の影響というものは大したものだなということ、いまさらながら見直しているところでございます。

そこで、そういうような経営者の立場から、賃金引き上げの問題についてのお考えはよくわかっておりますが、次のようなことについて、どういうふうにお考えになっているのかということをお尋ねをいたしてみたいのでございます。

第一は、ことしの二月二十八日に、総理府の統計局が家計調査報告書を出しておりますが、これをごらんをいただいているかどうかどうだろうかというところでございまして。

内容はもう私から申し上げるまでもございまして、昨年三二%も大幅の賃上げが実施をされたということでございますが、四十九年の通算によりますと、実質所得において〇・三%、可処分所得において〇・一%の減であったということ、その数字にはつきりと出されているわけでございまして。

そこで、もし大幅賃上げがなかりせば、もっと所得は減収になり、そうして可処分所得ももっと減ってきたであろうことは言えるかと思うのでございます。したがって、私たちは、あの狂乱物価と言われた卸売物価を主導型にいたします。物価の上昇、それに引きずられて消費者物価が大幅に上昇を遂げた、その後から賃金がそれを追いつけていったという、そういう経済の現象というものは認めないわけにはいかないと、思うのであります。したがって、私は、そういうような意味において、物価の上昇というものと賃金引き上げの問題との間には非常に大きな相関性がある、そういうふうなところを方々をしてもらわなければならぬというものが、これは国民の共通の意識といえますか、同意される事項ではなからうかと思うのでございます。

もちろん、賃金を決める場合には、その他の雇用の状態なりあるいは生産活動の状態なりあるいは企業の収益なり、そういうようなものは影響をしますと思いますが、いま共通的に言えるのは、労働者の賃金が実質的に下がってよろしいなどというふうには経営者の皆さん方も決してお考えになってはいらっしゃらないだろうと思うのでござ

います。その点についてどういうふうにお考えでございましょうか、この点が初めてお伺いをいたしたい点でございます。

○櫻田参考人 ただいま仰せになりました二月二十八日の家計調査報告はもちろんです。読んでおりますが、三二・九%上げましたものの、消費者物価が、これは昨年の三月と今年の三月との差が一五%以下ということは私も自信がございまして、昨年じゅうに二四%ぐらいいはだりして上がつておるのでございまして、したがって、これが完全に所得の増大につながっていないということは認めざるを得ません。

それから、ただいま先生のおっしゃったベースアップ、賃金問題というものは、これは人類とともに、大げさな言い方でございますが、社会主義でも資本主義でも共産主義でも生き残る問題でございまして、決定的な賃金決定の要素といふものを抽出するわけにもいきませんが、現状においては、第一に、何と申しましても労働力の需給関係が一つでございます。いま一つは、労働者の生活防衛要求でございます。これが労働組合運動の強い圧力としてかかってくるのでございます。第三は、企業の支払い能力でございます。この三つで大体賃金が決められていく。

そして過去十一年間、昭和三十八年から四十八年までの間、賃金は毎年毎年平均して一四%ずつ上がっております。そして消費者物価は六・七%ぐらいいは上がっております。その面で見ます限り労働者諸君の生活が向上しておることとは間違いない。私も決して雇用主の方の立場として労働者の生活内容が低下してはいないというふうには絶対に考えておりませんが、企業収益というものは、国の経済成長と同じように、過去十一年間の経済成長率が平均して一〇・五%でございまして、それが四十九年には三%のマイナスになります。これは三月にならぬとわかりませんが、カレンダーイヤーでありますと一・八、九でござい

ますので、そういう事態のときには企業収益も確かに昭和四十八年、九年の物価狂乱のときにむ

ちやくちやにもうけた企業があることは否定いたしません、それを全部吐き出して、株主配当も大体二分ないし三分は必ず下げております。上場会社の九割までは減配、無配に陥る。それから管理職も大体二割カット、それから役員報酬も全部辞退あるいはカットする会社がほとんどであるという場合には、労働組合の諸君も、企業経営の三要素として、私どもは資本の持ち主であり、株主さんから資本を預かって、そうして労働組合の諸君と一緒にこれを運営するという立場にありますので、そういう場合には一期、二期ぐらいのところは、実際問題としてがまんをしていただくというところをお願いせざるを得ない立場に立っておりますことは、これまた否定できない。

特に私は、繊維業としては本心に苦ししいことであり、ベアスアップもやめてくれ、ベアスアップをやめたら消費者物価が上がっただけ生活内容は下がるじゃないか、これは間違いない下がりです。しかし後で埋め合わせをするから、長い間のことだから貸し借りの一回や二回はひとつ頼むというぐらゐなところで、みんな一蓮託生の運命共同体を進めていくというところでございます。これが偽らざるところでございますから、御了解いただきたいと思ひます。

○村山(憲)委員 個別の企業の中では、繊維にあらわれておりますように、非常に不況な業種があることなどはよく私たちも認識をしております。しかし、きょうおいでをいただいたのは、先ほどからお話をいただいておりますように、日本の経営者の団体の会長としておいでをいただいているのでございますから、やはりマクロ的な立場から、全体の問題についてお答えをいただきたいと思ひます。

そこで、賃金のあり方の問題につきまして日本生産性本部の賃金白書で、金子委員長が見解を発表されたわけでございます。その中で、前年度の消費者物価指数に定昇分を加えたものと、ことしの物価上昇率の大体二分の一、先取りスライドと

して、それで計算した場合に率としては二二％程度というものが妥当なものではないかというところ、大蔵さんの方の団体ではいろいろと物議が醸し出されて、いまいちお論争の種として残っているわけでございますが、その考え方というものを私たちは実質賃金の維持を基本にする考え方だ、そういうふうなところをしようしているわけでございます。そういう立場から言うならば、今日このインフレと不況の間にはさまりながら、しかもあれだけ昨年賃金を引き上げたにもかかわらず、実質所得は減少をしているということから考えますならば、やはりフローの問題だけでなく、ストックの問題まで含めた問題として賃金の問題をお考えをいただくという態度が経営者として正しいのではなからうかと思ひます。その点、それについての再度の御意見をいただきたい、賃金引き上げの問題についての御所見があれば承りたいのでございます。

○櫻田参考人 ただいまの御質問には私も全面的に同感でございます。われわれ経営者として人をエンプロイヤーとして雇った以上は、被用者の生活の向上、維持、改善がなければ経営者の資格はない。私は労務法制審議会というものが戦後厚生省にできまして、労働省ができる前でございますが、その労務法制審議会の委員をやったときに、労働条件の維持、改善ということ、そしてこの日本経済の産業の発達に寄与するんだという条文をつくったことを自分で覚えておるので。それはもうそのとおりでございます。

それから、マクロと仰せになりましたが、ただ私どもが心配する点が一点ありますのは、日本の原材料にいたしましても、エネルギーにいたしましても、外国から輸入せざるを得ない。したがって、外国の、特に日本と同じ条件にあります西独の一時間当たりの賃金水準と日本の差が、いまやほとんど同じになってしまった。そしてアメリカがちょっと飛び抜けておりますが、日本を一〇〇

〇といまして一五五ぐらいでございます。これは昨年度の一時間当たりの一ドル三百円の計算でそうなるのでございまして、やはり日本人全体の生活水準というものは、われわれの輸入物資の量によって非常に左右される。したがって、アメリカ、日本、ドイツの賃金水準の差を考へまして、余りに一気に上げるといふことは困る。

それと、いま一つは、雇用をできるだけ維持するというところのために上げられるところはほとんど上げて、そしてそれがために労働組合組織のない、御承知のように雇用者数が日本でも三千六百万人でございまして、その中でほとんど三千万近い者は中小企業、零細企業の未組織労働者でございます。ここの賃金はそう高くはございせんので、それで余り上げますと、これらの雇用の維持がむずかしくなる。したがって、さき申し上げましたように、失業率と失業者の数というものが危険信号といふますか、ゴーストツプの黄色い信号などで、これを見てやはり政策はよほど考へなければいけない。

私は、日本のいまの百万人、九十九万人の失業者を多い少ないと申すのはございせんが、外国と比べますと、半分の就業者でありますドイツ、これが百五十万の五・二％の失業者といふところなので、日本はそれに比べればまだよろしいので、これをなるべくふやさないことのために、上げられるところの部面でも、各目賃金を上げるよりは福祉とかその面を充実させる。できればそういうふうにして、一つの相場賃金というものを余り上げない。

それから、いま一つ大事なものは、製品とサービスの値段を自粛し、できればそれを下げていくという方向にいくように、日経連としてはさように提唱し、経営者諸君の同意を得るために努力しておるのが現状でございます。

以上でございます。

○大木参考人 端的に申し上げて、村山先生の御質問のところも非常に大事なすけれども、昨年の十月に国鉄運賃と米価が上がりました月に労働者の実質賃金はすでにマイナス二・九という数字を、これは総理府の統計、労働省統計はじき出してございまして、十一月に同じく三・一％というマイナスを出しているわけです。

この根拠というのは、四十八年の十月の物価と四十九年の十月の物価がほぼ二五・五、二五・七％の上昇であるという中で、結果的にはその間の労働者の所得が、実は三三・二％とった、とったとよくおっしゃるのですが、実際には総需要抑制、金融引き締めの影響を受けて、時間外労働あるいは出かせぎ、アルバイト、そういったものがほとんど切られておりますから、当時の労働者の実収の上昇が二・二％強でございますから、そのときからもうすでに実際には賃金は相当大きな目減り状態に入っているわけでありまして、年間をずっと通算して見ていきましたら、福田さんなどは盛んに一四・五％ぐらいにいく、こうおっしゃいますけれども、やはりそれが犠牲を払って物価がそういう方向に向いているかというところが問題のポイントなのでございます。

私どもは、やはり日本列島というものは昭和五十年の一月一日に忽然としてあらわれたものでもございせんし、ストックというものを、まあ言いますれば、土地、株式あるいはいろいろな原素材料がございまして、そういうものを結局インフレーションなり経済の政策動向でため込んでおきながら、結果的には労働者の働く時間帯等を減らしながら賃金が下がる。しかもそれが最近の状態ですと、大変これは大きな問題なんです、要するに住宅ローンを家内がアルバイトしながらどうやら三万円ぐらいの収入でもって払っている、そういう世帯のところあたりまでがローンが払えないという問題とか、自動車産業なんかでしたら、もう車を持つのはやめなければいけないというところがございます。

さっき大蔵さんもおっしゃったのですが、やはり率直に申し上げて、日経連さんや号令はかけているし、相当裏でひもを引いていることは事実だし、鉄鋼のおとといの申し合わせを見て乾杯され

たというようなお話もございすから、そういう点では、経済というものはやはり労働者の実質生活はなるべく下落をさせない、こういう立場であつてもらいたいし、私たちはやはり、石油が四倍値上がりする、同時に、日本経済、世界経済がだんだん低成長状態、わかりやすくも、しかし、分配率自身を三二・三％に維持せんとすれば、労働者の生活はまさしく実質面で落ちたにようになりますから、それが国内経済にどう影響を与えるか。

要するに、櫻田さんの方も、結果的には自分たちの企業の中にまで影響を与えない程度にしておかないとまずいんじゃないか、こういう感じを持っておりまして、ぜひその辺は、乾杯をせずに、鉄鋼の回答などもっとたくさん出せ、こう言っていた方がやはり日本経済全体のためにはいい、私はこういう感じがいたします。

○村山(喜)委員 大槻さんにお尋ねをいたしたいと思うのですが、いまの労働分配率が一体どういうふうになっているのだろうか。私は資本分配率の最近の状況を調べてみましたが、四十九年の上期の分までしかございせんが、四八・一という数字が出ております。製造業関係の中に占める人件費比率というのは、総コストの中の一％、けさの新聞に出ておりましたが、森永日銀総裁の話の中に、いわゆる資金コストというものが五％を占めておる、こういうような表現がございした。

そこで、総付加価値の中に占める人件費率の国際比較ですね、これをやはり念頭に置いて問題を処理をしなければならぬのではないかと私は思うのですが、普通鋼の場合には、日本の三社平均が、人件費が四五・〇七、それに比べて、アメリカが大体七四から七七、西ドイツの場合には六三、四輪車の場合には、日本が三三の場合にアメリカが五八、西ドイツのベンツの場合には六九というような数字、あるいは総合電機の場合でも五八に對してアメリカ七四、西ドイツ八〇、総合化学の場合でも、日本の場合は三七に對してアメリカが五〇％台、西ドイツの場合が四五％台というよう

な数字がございす。そういうような点から考えてまいりますと、日本のいわゆる国際的な競争力というものは、まだまだそういう国に比べたらあるのだ。

一体いまの経済をどういうふうに見ていくのかという点については、景気の動向については非常にむずかしい問題をやらんでおると思ひます。が、物価が上がったために貯蓄性向というものは下がるのだという考え方は、みごとに客観的な実証として否定されたわけですね。そして、第一、いわゆる階層別の消費性向等を調べてまいりますと、第一位から第四位までは、消費性向というものはほとんど減退の一途をたどつておるのに対して、第五位の比較的上層の階層では、消費性向は非常に高まつておるという状態が統計的にも出ております。第一位の場合にはエンゲル係数が四〇％を超えておる。それに対して第五分位の場合にはエンゲル係数は下がつてきておる。その約半分ぐらいでございす。

そういうようなものを考えていながら、一体これから先はどういうふうに見ていくのかという経済の見通しの問題について、たとえばきょうの新聞にも出ておりますが、積水ハウスの田鍋社長は、経営者にベスアップはできるだけ低く抑えようという風潮があるが、これは間違ひだ、やはりこの際、景気の見通し等を考えた場合に、現在の財政の規模の程度では景気がなかなか回復をしない。賃上げを抑えるということになつたらなおさら景気が回復をしないことになつて、日本の景気全体が縮小をしていく、小さくなっていく方向に動いていくのだという説明をされておるようでございす。

いまの状態から見ると、勤労者の場合には、貯蓄性向は非常に強まつて、消費はもう切り詰めるだけ切り詰めていこうという形の中で生活態度が生まれております。そういうふうなふうになっていきまふし、おまけに企業の場合には設備投資は控えていくというふうな形になっていったら、日本経済全体が縮小再生産の方向に向かう可能性

というものがあつた。そういうことから全体的な今の賃金の問題を考へていかなければならぬ立場にあるのではないかと私は思ひますが、それに対する大槻さんの、先ほど経団連の方で調査をしていただいたトップクラスの経済の見通し等に對するいろいろの御意見がございしたので、それに対するあなたの御見解を承りたいと思ふのでございす。

○大槻参考人 私は、日本の経済というものはこれから先、低成長にならざるを得ない、その点については問題ないと思ふのでございす。したがつて、四十九年度のようなことはほとんど実現しないだらうというふうな考へておるわけでございす。したがつて、企業家といつたしましては、その低成長下にある国際競争力をいかにして持たせるか、そういうことを考へながら経営していかなければいけないのではないと思ひます。何しろ、日本は原材料の大部分というものをほとんど外国から買つておるような状態にございすので、なるほど賃金の占めるパーセンテージというものについてはあるいはいろいろあるかもしれないけれども、その外国から高いものを買わなくてはならぬというハンディが日本の経済にはあるわけでございす。ですから、そういうものも克服しながらどういうふうにしていかなければいかぬか、それには、やはり新しい技術を開発して生産能力を上げていくというふうなことがどうしても必要になつてくるのではないと思ひます。ただ、現状におきましては、低成長に移る過程でありますので、いろいろな面でひずみが出てくると思ひますけれども、これは労使、政府一体となつてひとつでできるだけならぬ線での成長、やがて安定成長という方向に持っていくべきであるというふうな考へております。

○村山(喜)委員 もう時間がありませんのでこれでやめますが、昨年三二・五％でございすか、大変大幅な賃金引き上げがなされたときに、経営者団体の皆さん方は、もう日本の経済はこれで破滅をするのだというふうな、非常に国際的な競争

力を失つて大変な事態に立ち至る、おまけに原油は四倍になり諸原材料は値上がりになつて、海外からの輸入に仰がなければならぬのだから、日本は国際的な競争力を失うという大きなキャンペーンがございした。

ところが、昨年の九月から貿易収支は黒字に転化して、その黒字基調というものは依然として続いている。最近においては、そういうようなのを背景にいたしまして、日本経済のバイタリティーというものは外資が二億ドルも日本の株やその他の投資に回つてくるというふうな状態でありまふ。

こういうふうな状態を考へてまいりますと、なるほど原材料を外国から買うというそのなにはありますが、もちろん国際的にも値上がりをする傾向にありまふけれども、しかし、そういうふうな状態であっても、製品価格はまた上がつていくという関係にあるわけでございす。それから、そういうふうな面からは問題をあえて提起する必要はないだらうというふうな私に考へるのでもございまして、そういうふうな意味において、一体いまの景気の落ち込みは本当にもう底になつたのだ、先ほど櫻田さんの方からは、マクロ的に見たら底になつたというふうな言われております。それに、私たちもそういうふうな考へております。とするならば、これから労使の間においてどういうふうな結論が賃金引き上げについては生まれるかわかりませんが、労働者の実質賃金が低下をしていくような中で、フローの面だけではなくて、ストックまで含めて考へなきゃならぬといふ企業だけがインフレ蓄積をさらに拡大していくというふうな姿があらわれてきて、そして春闘が済むまでは公定歩合も引き上げるな、そして金融もある程度緩めないでやつてもらいたい、春闘が済んだら今度は一七％も、先ほどございしたように値上げをしたいという希望がある。これが一遍に吹き出してきたら、これはたまつたものではな

その中で、結局インフレのツケは労働者だけが、国民大衆だけが犠牲を負うというふうなことがなってしまう。そういうふうにならないように配慮をぜひ御三方に私は要請を申し上げておきたいと思ひます。これは答弁は要りませんから、ひとつ先ほどのお話のように、鉄鋼一五%、造船一〇%と、どういふような形で乾杯をされたかわかりませんが、そういうようなことでないようによ請を申し上げておきたいと思ひます。

○上村委員長 佐藤樹君。

○佐藤樹君 委員 きょうはどうも御苦労までございます。

私は、いまの村山委員の質問の前提として、先ほど大槻さんからもお話がございましたように、いまの不況というものを一体どういふふうにとらえていくかということが、今後の春闘のとらえ方の前提になると思ひます。そこで、村山委員の表現の仕方では、フローとストックという言葉を使われましたけれども、操業率なりあるいは失業率が九十九万人、百万人近く出ているというふうな現状、あるいは企業の持っている資金、これも非常に底をついているという状況、そういう面では確かに不況になっておりますけれども、片やストックの面で見ますと、これは当委員会でもさんざんもう引当金、準備金というもののついて種々討議をしてきたところでありますけれども、九月期の決算を見ますと、必ずしも、果たしてこれが本当に不況というふうな状況にあるんだらうかというぐらゐ引当金、準備金という形で社内留保がされているのではないだろうか。

たとえば、櫻田さんのところは繊維でございます。私のところも繊維と非常に関係が深いのでありますけれども、たな卸し資産、市価の変動引当金あるいは災害引当金、こういったもので、ある会社では二十六億四千五百万円というものが前期に比べて引当金がふえている。

銀行というのは景気が悪くなっても景気がいいですから、これはちょっと例にならぬけれども、

れませんが、たとえば退職給与引当金、これが八十五億円前期に比べて積み増しされている。その一期に払うのは大体十二億円の退職金があればいいわけでありまして、八十五億円という膨大な額が積み増しをされている。

そのほかいろいろ引当金がありますから、もう挙げる必要がないと思ひますけれども、こういふことを考えますと、どうもこの春闘に向けて九月期のときからもうすでに引当金、準備金という社内留保という形で着々とためていかれて、そうして最終的な税引き後の利益は低いんです。低いですと、先ほどお話がございましたように、配当は二分、三分減らしております。管理職の給与も減らしております。こういふところ、私はこの景気の底と言われる現在における一つの春闘対策として、こういふ不況感というものが醸し出されているのではないかと、いふふうな考える部分が多分にあるわけでありまして、その点について櫻田参考人、大木参考人にお伺いしたいと思ひます。

○櫻田参考人 ただいまの御質問にお答えする前に、大木さん、村山さん、乾杯は絶対にいたしてあります。あれは確かに四業種の社長さんが集まっております。あれは情報交換したところ、新聞社が全く当て推量の記事を出されたので、IMF・JICの宮田さんから大変にいられて、きょう午後面会いたしまして抗議文に対する私の返答を出しますから、ひとつ誤解のないように。乾杯どころか、あなた、朝鮮ニンジン食わぬと身がもたせぬ。

それから、いまの御質問は、昨年の九月は仰せのとおり現実には確かにございました。どういふわけかと申しますと、実際の景気の落ち込みの顕著になりましたのが五月、六月でございまして、それから非常に悪くなるというのに急激に起こったのです。したがって、九月のときにはある程度利益の計上ができましたもので、これはとにかく三月決算にはえらいことになる。三月決算は、今度商法も改正になりますから、大体五

月にはわかるのでございますが、そのときに余りに過ぎることをしたのでは銀行も金を貸すのを渋るであろうし、社会的信用も悪くなるからというので、できるだけ退職給与引当金あるいは災害引当金あるいはたな卸し資産の評価損引当金等に社内蓄積を持ち越したことは事実でございます。したがって、それが今度の三月決算においてどれほど大きく減るかというところは御注目なんでしょう。

それからもう一つ、その一つの証拠は、大幅な上げの行方研究委員会。昨年の十一月五日に私も海外から帰って、これはとてもえらいことだといふことで一五%以下という数字を出したところ、そんなことをやたら日経連はつぶされてしまふぞというぐらゐのなにかであったのです。あのころはさっきの話の金子さんあたりでも二、三%、これは大槻さんがいらつしやるので言いくいけれども、三業種総合研究所あたりも二、三%、二%の賃金上昇率になるであろうと云つておる、これは単なるエスティメートでございます。

ところが十二月になり、一、二月になってからの景気の落ち込みというものは大変きつて、もう一五%以下というふうなことは、私は毎月各府県の経営者協会に呼びつけられて行つておりますが、そのときに最も経営者からいられたのは、あんな高いことを決められて困る、もっと低く決めてなかつた。それほどの四、五ヵ月に変わつておりますので、今年の三月の決算と四月の決算それから今年の九月、十月の決算をくらひいただければ、企業が非常に痛手をこうむつておるということは必ずおわかりでございます。

皆さん方は、日本の企業が非常に強いと言ふ。少しこれは買いかぶつていらつしやるのですけれども、日本の企業は強くございません。私はアラビヤ石油を自分で設立委員をやつてみましたけれども、メジャーのエクソンとかモービルとかブリティッシュ・ペトロリアム、これは比較にならぬ、百対一どころか千対一の力で、もうパーティ

ンペーションの二〇%ものまなければならぬ。これはもう赤子の手をねじるがごとく弱うございまして、少し企業の方に御同情いただきとうございませう。

○大木参考人 先ほど申し上げたのですが、日本経済自身は何もことしから急に始まつたわけじゃございません。やはり十八年間の高成長と、特に後半の三年間の狂乱状態、こういう問題が実は問題でして、櫻田さんもおっしゃつたような形で、確かに半期あるいは短期的に見た場合には三月期の決算赤字といつたものが出てくるわけですが、私たちがまんがならないのは、いま佐藤委員もおっしゃつたのですけれども、確かに引当金などで昨年の九月すいぶん隠した会社がたくさんあるわけですね。それ以外にたとえば土地、買占めてなお放置してある土地が、東京周辺ですと東京都区内二十三区分くらいある。これは不動産研究所の発表ですから、私どもの発表ではありませんが、間違いない数字だと思ひます。

同時に、株式の占有度と言ひましようか、法人の持ち合い状態がますます進んでいるわけでありまして、そういう問題について、労働組合が賃上げを四万五千円だと言ひますと、自民党の方々はけしからぬ、こうおっしゃるかもしれません。が、実はこの中にはささやかな住宅を持った住宅ローンというもののに対する返済金が含まれておるわけでございます。そういうことを考えた場合、これは、さきにも冒頭に私少し偏つた言い方をしたのですが、土地政策とかそういうもので、ある程度質的なといひますか、ストック的なものに対する政策の前進がないと、いまの日経連のとおつての政策で一〇%、一五%も大変だといふことをおっしゃつていく限りは、労働者はマイカーを持つことはできません。

同時に、私自身も、総評事務局長で大変な高給取りかと見られがちですが、実際家内に手渡す金は大体十四、五万円ですが、いけませんから、私自身も自分の車をいづれは乗り捨てするしかない、こういうような状態でございます。中小企

そのためには、やはり一年半程度の短期決戦といふのじゃなくて、村山先生もおっしゃったのですけれども、やはり実質賃金を守りながら——インフレを喜ぶ者はだれもありません。五千四百円のライスカレーを櫻田さんは食べたらしいけれど

この二二％という線は、ちやうど一月十五日に生産性本部が発表した上場三百十四社のアンケート調査に対する各社の答え、その平均が二二％になっているという事で、奇しくもこの二二％という数字が一致しているわけでありますけれども、二二％というこの数字についても、昨年の十月で大体昨年の賃上げ分というものは事実上食ってしまったている、これは先ほど村山委員が指摘し

その半分をとつてというようなことは、それは望ましいこととでございましょうけれども、企業の負担というものの、支払能力というものを全然考えていらっしやるなければ、それは親方日の丸のところでは働いていらっしやる方はそれでよろしゅうございますけれども、われわれとしてはそれはとてもやれた話ではないので、そこは良識ある労働組合との話し合いでもって、企業の内容はもちろ

す。下村さんのようなお話をされる方もございます。けれども、こういう方々は、国民生活の低下なり失業者が何人出てまいりという議論でありまして、結果的に、企業が活動したものの買手手がないということにもなりかねませんから、私は暴論と考えるを得ないですね。

ですから、そういう一四％台の前年比でとるかとなりますと、今度はこれは昨年の底が高い二七

%の仰角を持ったものの上に一四という数字が乗るわけですから、そういう関係なども考えて見ていただきたいと思います。私たちは一年間の伸び状態をとらなければいけない。金子さんのおっしゃったその半分の九・九というのは政策目標ですから、だからそんな数字ののち上げができるわけだけども、余り変なことをでっち上げたら、私は企画庁の総合部会のメンバーだけれども、結局やめてしまおうと思っております。

そういう点でとらえていきますと、九・九というのは来年の三月でございまして、その過程でもって、たとえ六月が一三・幾ら、仮に福田さんの考えでいったと仮定いたしましたして、九月になったときは一五が一六に、この方々はまたばあっと仕事を始めますから上がるかもしれません。平均値をならしての到達ですから、その中間時点で三分の一が五%くらいであって、私たちはプラスをするんだつたらむしろ一四から九・九、政府のおっしゃっていることが正しいと仮定しての議論なんですけれども、とすれば、その三分の二は積んでもらわなければ実質生活を守れぬ、こういうふうなことが妥当する見解だと思えます。

下村さんの議論と大槻さんの議論、生産性の枠内とおっしゃるならば、日本の企業はまさしく縮小再生産どころじゃなくて、どんぶりこんと日本列島沈没すればいいということになりますから、余りそういう単純な議論はこの段階ではしていただきたくない、こう考えます。

○櫻田参考人 いまちょっと大事なことを申し落としたので、一言加えさせていただきます。思うのは、インフレーションをどうしても収束するということが、消費者の立場からも預金者の立場からも企業の立場からも、それから特に国、地方の財政の立場からも必要だ。これが一番大きなナシ・ナルインデックスだということでありまして、経済成長がゼロあるいは二、三%のときにも賃金を一〇%も上げたらどうなるか。これは物価にはね返る率は、七〇%は必ずはね返る。これはもう学者がずっと——計量経済学だから理屈

がないと言われるかもしれないが、実績でございまして、そういう意味でも、どうしてもインフレをおさめるといふことのために経営ももちろん大きい犠牲を払いますが、ベースアップについても自衛はどうしても必要なことである。これは経済原則として私は申すのでございまして。

○佐藤委員 いま櫻田参考人が最後に言われたことは、ぼくは非常に重要なことだと思ふのです。現在の経済機構をそのまゝいじらなければ、確かに三%の物価上昇の中でそれ以上はるかに上回るような賃上げということになりますと、櫻田参考人が心配になるのは一つの論理は論理だと思ふのです。問題は、松下幸之助さんがPHPの今の号に書いておられますけれども、これだけ景気が悪くなっているのにちっとも物の値段が下がらない、こんなおかしな世の中は初めてだというふうに、長い経営経験の中から言っているらしいわけですから、そこが問題なんじゃないかと私は思ふのです。

そこで伺いたいのは、これだけ寡占状態が進んでしまつて、景気が悪くなつても物が下がらない、こういったいまの経済機構のあり方自体にメスを入れないと、本当にいまナシ・ナルインデックスとして一番重要なインフレーション収束という問題について解決ができないのではないかと。

そこで、いま御存じのように国会の方でも独占禁止法の問題が大きくクローズアップをされ、営業譲渡、企業の営業分割の問題というのが大変大きく取り上げられていくわけですね。この点にメスを入れないと、寡占価格がこれだけ進んで位置してしまつと、どうやってもインフレーションというものは収束できないのではないかと私は思ふわけでありまして。そういった意味におきまして、この独占禁止法の問題、とりわけ企業の営業分割の問題、それとこのインフレーションとの問題、この点についてどういうふうにお考えになつていらっしゃるか。このインフレーション収束のために単に景気不景気というマネーサプライだけの問題では

なくして、経済機構そのものまでもいじらないと物価の問題というのは解決できないのではないかと私は考えますが、その点についてはどういふふうに考えていらっしゃるか、時間が大変迫つてまいりましたので、櫻田参考人と大木参考人にお伺いしたいと思ふのです。

○櫻田参考人 経済機構は徐々に変わつてまいっております。それに従うしかない、これが私の結論です。

それから独占禁止法が改正されることについては、私は改正すべきものは改正すべきだと思ひます。

ただ一点だけ、議会制民主主義のもとにおいては、立法、司法、行政の三権が分立してある。それなのに、公正取引委員会というわずか百人か二百人の機構しかないところで、行政権と司法権と一緒に持つたようなことで決められるということには、私は非常な危惧の念を持たざるを得ない。

やはり議会制民主主義のもとにおいて責任内閣を保持した以上は、責任内閣を組織する閣務大臣の責任においておやりになるのならば、これは国民としては当然この裁決を受けるべきであらうと思ひます。

それと、独占が大きいと仰せられますが、具体的に申し上げますと、経済学者は非常に疑心暗鬼で、一体、麒麟麦酒がどうなるのかとか新日鉄が大きい過ぎるんだとかいうようなことになるのかどうか。そこがよくわからないのもたまたまとしておるのでございすけれども、日本では余りそれはどのようにはないのじゃないか。基本はやはり、何とか責任内閣の閣務大臣の責任においておやりになる、うまくいったらいいが、悪くいったら責任をとるといふ体制を、私は強く要求したいのでございす。

○大木参考人 これはたしか昨年十一月の通産省が企画庁からの統計で、きょうは持つてまいりませんが、実は量的引き締めを強めてきました段階で、大企業製品はやはり上昇傾向を続けておりながら、中小企業製品が相当低下傾向をたどつたと

いうグラフがあるわけですから。この関係を見てみますと、特に最近などは大分在庫が動き始めつづありますけれども、二月、一段階等を見てみますと、いわば在庫状態、一三〇とか一五〇という数字を業種によつては残しながらも全然その値段が下がらぬといふところに、やはり国民が見た場合に、不思議な現象があるのです。だから、自由主義経済を主張される経団連や日経連の方々が、供給が強く需要が減つているときに物が下がらぬといふことを認めないといふことが、非常に歯に物がひっかかる感じがいたしますので、こういう席上ではすっきりと櫻田さんにも大槻さんにも、私は独禁法は不満だけれども、せめて高橋委員会ぐらいのものは全部認めてもらいたいといふことを言うことが、むしろ構造的なインフレーションをなくす一つの大きな要因だと考えております。

それから、山下さんがいなくなつてしまつたのですが、結果的には自民党の方にもお願いしたいのですけれども、土地政策ですね、土地問題。私も国土庁の審議会のメンバーになりましたのでぜひ提言をしたいのですが、要するに公示価格で結局据え置いていくのか、あるいはいまこそチャンスですから、インフレが量的引き締めで若干上昇カーブが落ちてきたといふときに、すばつとそこに質的な政策をはめ込んでいく、そういうこととまた狂乱が起きるわけですよ。そのところを福田さんにも考えてくれとこの間話したのですけれども、土地問題も同じですね。若干上昇が鈍っている、そのときに公債を一兆ぐらい発行しまして、大都市、大阪とか東京周辺の土地をずっと買ひ集めて——そういう場合には五十年公債でもいいのですから、そういうことをやる方が本当にインフレーションをとめるためには政策問題として大事だと考えるわけですよ。

櫻田さんは日本の企業は強くないとおっしゃるけれども、フォーチュンの調べでいきますと、大体いまから八年ほど前には三百社中三十六社しかなかったのが、いま八十七社もあるのですから、

ベストテンに三社入っているのだから、ここで個人別の名前を挙げるの悪いから挙げませんけれども、大体お気づきでしょう。そういう状態で、これは横浜国立大学の宮崎先生が書いた著書の中にはっきり書いてあります。岩波新書で安いのですから、ぜひお読みいただきたいと思うのです。日本の企業が大変強くなったこの数年間の実績が書いてございます。もし櫻田さんが日本の企業は弱いのだとおっしゃるのなら、ぜひあいつたものを御一読いただきまして、そして日本の将来の社会というものを心配する立場は同じ立場ですから、自分たちが国民の資金をあれしなからいるる産業立地などもやってきたのですから、この際には社会的にそういった財政構造を媒介しながら還元をしようというところが労働組合の私たちが余り怒らせぬ方法じゃないか、こういう感じがいたしますね。

○大槻参考人 独禁法の問題が出ましたので、経団連としても関係しておりますので、一つ、二つ申し上げます。

企業の分割あるいは一部譲渡の問題でございますけれども、これは中山委員会その他でも大分論議をされたようでありまして、やはり商法との関係その他非常にむずかしい問題がいっぱいあるわけでございます。それからまた、実際分離するというような場合、営業譲渡するというような場合に、たとえば麒麟麦酒というものを例にとりて言いますならば、麒麟麦酒のトレードというものを一体どういうふうにして分けるのか、きわめてむずかしい問題が伏在すると思うのです。それからまた、従業員はそういうことに對して賛成するのか反対するのか、こういうことも非常に大きな問題になってくると思うのでございます。

ただいま櫻田会長も言われましたように、公正取引委員会というものは強大な権限を持って、そこで一切を解決してしまおうというのは、やはり内閣というものの存在がおかしくなるのじゃないか。そういうふうな考えできまして、この企業の譲渡とか分割という問題は、もう少し慎重に時間

をかけて検討をしようべきではないだろうかというふうな考えです。

それからまた、同時並行的に値上がりした場合の問題でございます。これなども、要するに材料が同じ、人件費が大体同じだ、そしてやっていけるかやっていけないかということなので、ある一社が上れば同業社も追従して上げざるを得ないというのが日本の実情でございます。それを公取法違反だということで摘発されるということでは、これは企業家の方としてはまことに困るのですね。しかも国会に原価の内容を報告する。その報告するというのが、どういふふうなぐあいでもうされるかという問題もあるでしょうけれども、それいかんによりましてはやはり相当大きな影響があり、国際競争をやっておる業種としては問題じゃないかというふうな考えられるわけです。

その他いろいろ問題がありますが、要するに公正取引委員会を基本的にどうあらしめるべきかというのを論議しないで、そして目先のやみカルテルがどうだとかこうだとかというところばかりではうまくないのじゃないか。やはり本場に時間をかけて、公取委というものはかくあるべきだということを内閣との関連において吟味をしまして、そして法律を改正するならば改正してもらいたいというのが私の考えであります。

それから先ほど、こういう不景気になってきているのに値段がさっぱり下がらないじゃないかというお話がございましたが、これは私の見解で申し上げますと、要するに、日本の値段が上がったというのにはほとんどエネルギーが上がったということに起因しているのです。四倍もエネルギーが上がっている。それも経営者側としてはどうにもならないような外的な要因で上がっている。その四倍のエネルギーコストというものを商品に転嫁し得ないでおる。したがって、本来から言うならばそれを全部商品に転嫁して、そして新物価体系というものをつくれば一番いいのかと私は思いますけれども、それができない。それを徐々にやる以外にないのじゃないかというふうなやり方を

現在やっておる。したがって、物価というものは余り下がらないのじゃないかというふうな考えます。

またもう一つ、ついでですから申し上げたいと思いますが、昨年十月ごろでしたか十一月ごろでしたか、私は孫を連れて箱根に行ったわけですが、そこで昼飯を食べた。ところが、そのとき飲んだ小さなジュース一ぱいが、四百五十円という値段がついているわけです。私は支払いのときにカウスターの女の子に、これは間違っているのじゃないかと示したところが、なるほど四百五十円は高いですと云って、裏に駆け込んで行ってマネージャーに聞いてきたのです。そして、これでいいのだそうですという話です。びん詰めの七十円くらいはジュースが、しかもそれが二分の一くらいになって水が入っているくらいで四百五十円というのはひど過ぎる。これはやはり流通機構のどこかに欠陥があるのじゃないか、そういうふうには考えますので、そういう最先端における物価についても相当吟味していただかなければならぬのじゃないか。

つまり、日本の経済というものは、メーカー、それから数段階を経て小売ということになる。みんなその間にぶら下がっている。そのぶら下がりをどうするかということ。しかし、これは一朝一夕に変えられるものじゃないかもしれないけれども、そこにまでメスを入れないと、小売の価格というものはなかなか下がらないのじゃないかというふうな考えです。

○佐藤(観)委員 終わります。

○上村委員長 増本一彦君。

○増本委員 実は何をお伺いするかわからない考えですけれども、櫻田さん、大槻さんは私どもの言うことはなかなかお聞きになるようなお方じゃないし、大槻さんのおっしゃることは私たちが十分承知している。こういう中で、いろいろ考えて若干お伺いをしてみたいと思うのです。一つは、先ほど大槻さんもおっしゃったのですが、日本列島というものは突如として生まれたもの

のじゃない、今日の経済情勢そのものはだれの責任によってこういう状態を招来したのか、このところの責任がまだ私ははっきりしないというふうに思うのです。何と言っても、これまでの高度経済成長、生産第一主義、この結果が今日のインフレと物価高を生み出してきているし、そういう中で、あの狂乱物価のときに見られるように、大きな企業を中心にやみカルテルはやる、売り惜しみ買い占めや便乗値上げはやるというような企業の本ヘーピアというものを、やはりもっと突き詰めて反省していただかなければならない問題だというふうに思うのです。

そういう意味で、特に櫻田さん、大槻さんは今日のインフレと不況による経済状態を招来した大きな責任を担っていらっしゃるのじゃないかというふうに考えるのですが、その点はどういうふうな考えになっていらっしゃるでしょうか、まずお伺いしたいと思います。

○櫻田参考人 増本先生にあらじめ申し上げて、誤解のないように願いたいのですが、私は第一回の中労委の委員で徳田球一君と一緒に大いにやった。決してさような先入観を持たないでいただきたい。ようございませう。このことだけをお願いして、だから増本さんとひざを突き合わして何ほでも話せば話は合います。御心配なく。

インフレーションというものが起こりましたのは、要するに戦後の非常に疲弊した、世界じゅうの物が不足になってどうすればいいかというときには、ケインズが言ったような完全雇用を達成することを目標して成長経済をやらなければいけない、そのときには財政はある程度積極財政をやつて、金もオーバードラッグでも許していくという、この言い方によつては語弊があるかもしれないけれども、インフレ経済をある程度容認した経済をやるのが一等うまくいったのです。それをやった結果、御承知のようにずっと伸びまして、十年間に四倍増のGNPが達成できた。それがこれが人間のハッピーにつながらなかったか

という、決してそうではございませんで、これはつながつた。私はこれは否定できない数字で言えると思うのでございます。

ただ、これが昭和四十三年以降は、生産性が大体二割ぐらいいく上昇しないのに、賃金上昇率は前よりも一割上がる、それから消費者物価は六割ずつ上がって、まだそれでもどうにかいったんだというところで、結局インフレの伸びの方が実際の生活よりも多くなった一つの原因は、私は生産性上昇を上回る賃金の上昇も一役を買ったというところは否定できないと思うのでございます。

しかし、ここまで来ますと、インフレを何とか抑止しなければならぬ。インフレの責任を私は決して労働者だけに、労働組合だけに、賃金だけに帰するといふふうな狭い考えではございません。組合側からいってもそう言っているから、いのでございませうけれども、その方が攻撃がしやすいから、それも甘んじて受けなければならぬ、これは科学的には私はそうとは思いません、ワ・オ・ブ・ゼムであることは認めますけれども、そういった考え方でございませうから、どうぞ。

○増本委員 しかし、その後ずっととられてきた財政主導のインフレ政策で、やはり一番利益を受けたのは大きな企業であるという事実も間違いない。それからもう一つは、生産性向上率を上回る賃上げになっていると言われるこの点については、いろいろ私に疑問があります。

その点は次におくとして、しかし、そういう中で生産第一主義、輸出第一主義で日本の高度成長がずっと進んできた。しかし、それを支えてきたのは、やはりこれまでの日本の労働者の低賃金であるという事実も否めないのじゃないでしょうか。たとえば、国際競争力との関係で見ても、先ほどの委員から触れられたけれども、たとえば三月七日に四十九年度の世界の企業の経営分析調査というのを通産省が出した。お読みになったと思うのですが、あの中でも、労働分

配率の国際比較が出ておまして、国際的に先進諸国と比べても労働分配率は非常に低いという事実は否めない。

あの調査は、一九六七年と七二年ですから、ちょうど高度成長政策がまだ拍車がかかっている時期なんです。櫻田さんが先ほど、四十三年ごろから生産性上昇率を上回る賃金になったというふうにおっしゃっていましたが、しかしそういう中で、労働分配率というところで見れば、依然として分配率そのものは停滞したまま一向に上昇していない。西欧並みにもなっていない。こういう事実から見ると、やはり今日の日本の経済は労働者の低賃金のもとで支えられてきたという事実は否めないのですね。従来も単に生産性基準原理で賃金を押しとどめよう押しとどめようというぐあいにやってこられた。

それを、いま高成長から低成長という、いわゆる転換期だと言われているこの時期にも、さらにその枠の中に押し込めて賃金を抑えていこう、そういうやり方ではいけないのか。このところももっと見て、そこから日本の労働者に対して、いまこの困難な状況に対してどうするかという点で考えていかなければならぬ問題じゃないかというように思うのです。

〔委員長退席、伊藤委員長代理着席〕

その点でひとつ櫻田さんの御意見を伺いたい。また大木さんはそういう問題についてどのようにお考えになっているか。今後の労働者の賃金闘争の方向をも決める基本的な問題にも関連すると思ひますので、ひとつ御意見を伺いたいと思ひます。

○櫻田参考人 ただいま労働分配率についてのお話でございましたが、ヨーロッパで言われております労働分配率と日本の労働分配率とが非常に違う条件がありますのは、ヨーロッパでは、大体自己資本比率が六割で他人資本比率が四割ぐらゐ。日本は残念ながら、戦後荒廃の中から、経済力集中排除でもって物産、商事も解体させられるわ、財閥は全部解体させられるわというところ

から出発したために、ほとんどがオーバーローンといひますか、借金経営でやりましたもので、現在二〇％以下に自己資本比率がおこちております。企業経営の立場から申しますと、確かに労働分配率というものはそれほど上がってございせん。趨勢的に見ますと、やはり好不況でその数字は変動しますけれども、資本分配率というものは、企業の方から見ると、ほとんどが借金に対する金融費に払わなければならぬものでございまして、できるだけ労働分配率の方を今後ふやしていく方向に努力するというふうに申し上げるしかないのですね。

それから、今後の賃金につきましては、もちろんベースアップと労働生産性の上昇というものが乖離してしましますと、インフレにつながるといふ心配があります。インフレにつながらぬで、おまえの方が損すればいいじゃないかと仰せられますが、それでは企業が成り立たないで、今度は失業がふえるということになりますので、企業の方の所得、それから雇用の増大、それからインフレ、この三つを何らかの形でうまくいかに持つていくということに努力すると申し上げるしかない。ですから、私は労働組合の諸君ともいひます。たまためようがたまためようが、会って話をすることです。教えてもらいたいんです。それから、こういう席にも私はできるだけ何って、教えていただきたいと思ひます。三つみんな矛盾した要素でございまして、うまいところを持っていきたいと国のためにならぬ、こう考えておるわけでございます。

○大木参考人 経済の諸現象というものは、やはり国の経済計画あるいは金融、日銀券の発行高ですね。ケインズさんが考えたクリーピング方式そのものは自身はやはりそういうものを含んでいたと思ひます。

〔伊藤委員長代理退席、委員長着席〕
そういう中で、ミクロの個別企業の中での生産性基準原理というものを振り回してみまして、これは労働者、国民の生活と全く違った土台

のもとにありますから、その辺をぜひ財界の方々にも考えていただきたいし、総合的な面では賃金だけがインフレの原因だというところでは明らかに根本的に間違ひでございまして、ケインズ理論を主張するならば、ぜひそういう立場をおとりいただきたいというところを私は冒頭にお願ひいたしておきたいわけですね。

それから、分配率の問題につきまして、増本さんから私に御質問がございましたが、やはり私は、社会党の村山先生からのお話にもありました、確かに日本の企業の成長が銀行を媒介とする借金で成長したことは、おっしゃるとおり認めていいと思ひます。だからこそ、日本の銀行はデフレでもインフレでもいつでもうまくやっておるわけですから、私が本当にけしからぬと思うのは、大阪の御堂筋に行きましたって、だあっと三百メートル余り銀行と信託会社だけで、あんなでかいビルをお建て。

それで、少し余談になりますけれども、例の事業所得税等の問題につきまして、非常に低率のものを納めておるわけですね。だから、そういう点では借金経済は認めますけれども、大体コストから見えていきますと、鉄鋼の場合などでしたら金融費用というのはいくぶん、そして人件費コストがアメリカあるいはドイツなどと比較した場合にほぼ半分以上です。だから、よく分配率の論争をする場合に粗付加価値での論争というのを日経連さんなり財界は出すのですが、これは国際統計資料には余りない話で、日本的な発想なんです。しかし、国際統計でいいますと、先生おっしゃるとおり、三三、三三というところはやはり粗付加のこの議論から始まるのであって、結果的には純利あるいは付加価値というところに歪曲していつて、分配率は低くないぞといって無理なでっち上げをやるわけですね。

やはり国際的な公正競争をしようとおっしゃるならば、ILOなり国際統計というものを引用してもらいたいとすれば、大まかにまけたとしまして、金融費用の二二割ぐらゐは人件費、分配率か

ら引いてもいいよというように妥協しながら考えて、日本の分配率はやはり四二、三〇％ぐらいはあってヨーロッパとちょうどいいバランスではないか。

それが三二、三％に低迷しているところは、まさしく先生のおっしゃったとおり、賃金というものは生産性基準原理とか個別企業内の問題ではなくて、もっと総合的な経済動向の中にあるんだ、賃金即生活ですから、生活というものはパブリックサービスなりあるいはいろいろな国家的な、地方的な政策との兼ね合いもございすけれども、そういうことを含めてやはりもう少し経済動向——ケインズ理論というものは余り賛成せぬけれども、しかし、それを継承されて認める立場の方はもうちょっとやはり、クリーピングインフレーションはなぞ起きてくるかということとは経済の総合性から起きているわけですから、そういうことを認めていただいて、大まかにまけても後一〇％ぐらいの分配率は上げてもらわねと、貿易関係の国際競争場裏の公正競争はできないのじゃないか、こう考えています。

○増本委員 高度成長から低成長への端境期といいますが、いまそういう時期だという指摘が特に経済界のお二人からあったわけですが、そういう中で、その犠牲をやはり勤労者の方に押しつけて、自分たちの方はこれからの低成長にできるだけヘッジしていこうというそのことだけが、実はいまの企業の側のビヘービアとしてあるのではないかと、私を私は考えざるを得ないので、それはどういふことかといふと、もうこれ以上高度成長はだめだ、いま日本の経済は転換期に差しかかっているということが指摘をされて、そういうことが経済界の中で大勢を占めてきますと、ちょうど軌を同じくして、たとえば四十九年三月期では、和光証券の調査部の調査などもお読みになっていらっしゃると思ひますけれども、東京証券取引所の一部上場の三百八十三社で、各種引当金で二千五百九十四億円の積み増しをやった。ところが、九月期になると、それがさら

に四千九百十四億円の積み増しになって、アップ率だけで一五八％になる。こういうところではわばストックを大きくして、そして自分たちだけはこれからの不況あるいは低成長に対処していこう、その上に立って生産性上昇率の枠内での賃金に抑え込んでいこうというやうなやり方がやはり全体として貫かれていくのじゃないだろうか。こういうことでは、結局幾ら皆さんの方で声を枯らされても、勤労者、国民との間にコンセンサスを得ることはできないというように私は考えざるを得ないので、そういふ企業のビヘービアに対して皆さんとしてはどのようにお考えになるか、その点をお伺いしたい。

○櫻田参考人 ただいまの御質問にお答えいたしますが、蓄積、積み立てをしたと仰せになります、法人税、法人税割り並びに事業税、固定資産税等を入れますと、その五五％ぐらいを引いた四五％程度が積み立てになるのをごさいます、これがあつたればこそ財政も運営ができた、これだけはひとつお忘れにならないように……出たときにとにかく税金ぐって残った四割余りのものをやうとこさ積み立てて、しかも、これが今度えらい不景気になるぞというときの賃金支払いの原資になるのでございすから、この点はひとつさうに御理解いただきたい。

それから、いま増本先生は低賃金低賃金とおっしゃいます、これは大分時代がずれておりまは申しませんが、これはむしろ社長、重役はもっと高く取れとおっしゃっていただくかぬと困るので、戦前のことは申しませんが、その賃金格差、いまほど賃金格差がないときは、それから、国際的に見まして、大木さんからちょっと御議論があつたようございすけれども、もう決して日本の労働者諸君の賃金は低い段階ではないので、これは大いばりだとひとつお考えを直していただきとうございす。

○増本委員 しかし、実態を見てみますと、法人税の限度額を超えてこの時期にやはり積み増しをしている企業もかなりあるわけですね。それから

もう一つは、いまでも存在する各種の優遇税制措置で、実質的には実効税率そのものは資本の大きいところほど低くなっているという実態もあるわけ、決して四〇％を超えるものになっていくといふうぐあいはなかなかないといふこともひとつ考慮に置いて、この事態といふものをやはり素直に見ていただきたいというのが私の希望であります。

最後に、もう時間がございせんので、こういふ中でいまの春闘をめぐる情勢では、一方で、労働者に対しては賃上げ幅をできるだけ抑えようといふことで皆さん努力されておられながら、実は、三月十三日にはその大手の企業そのものが企業献金を再開するという決断をされたようでありま。一体、企業献金といふものがなぜ必要なのかといふことなんですよ。私たちがいろいろ調べたところを見ても、たとえば先ほど御議論があつた独禁法の改正を、私たちから見ると骨抜きにしようとか、あるいは五十二年規制の問題でも、規制値が非常に甘くなったとかいふような、やはり政府・与党との間の見返りがあるから献金をするんじゃないかといふように疑わざるを得ない。これは国民の共通した疑惑といひますか、疑問の一つであらうと思ひます。

しかし、そういうことで企業献金ばかりを續けていくといふようなことになると、実は皆さんもおっしゃっている近代的新組織政界といふものはいつまでたつてもできない。先ほど櫻田さんも議会制民主主義というお話をされました。まさに議会制民主主義の土台は政党政治ですね。しかも、それが近代的新組織政界でなくてはならない。近代的な組織政界といふのは、これは三木総理も言っておられるように、やはり党員の党費で、そうして個人献金で賄うといふのが鉄則だといふことであるはずで、それを皆さん方の現在のこういふ経済体制とかあるいはいろいろな期待のもとで企業献金を再開するといふような事態は、これはやはり大いに問題だし、このところは厳重に発想そのものの転換が必要ではないかといふように私は

考えるわけでありま。その点について、時間がございせんので、最後にお伺いをしたいと思ひます。

○櫻田参考人 昭和二十二、三年から企業献金のことをお世話しておりますので、ざっくりばらんに申し上げます。

当時は個人では出しようがなかった。ところが、どうしてもマッカーサー占領軍にもそれから極東委員会にも何とやらやれる外交力の強い内閣総理を置きたかつた。それでやむを得ずして——当時私が一番心配したのは、しっかりした先輩が次々バジされるのを何とか防がなければいかぬ。いま一つは、このままほっておくと極東委員会に分割占領される。何とか防がなければ、そのためにはといふので、個人はとも、財産税は取られるし、新円発行で金がないから、企業から出した。これが事実です。

それが依然として、今度は所得税がだんだん高くなりまして、現在私で見ますと、二千万円以上の収入がございすので、三分の一くらいが大體私の実収入、三分の二は所得税、所得税割り、その他固定資産税等に取りられるのでありまして、現在の私のように、社長、会長を二十五年もやって、さらにまたどこかの会社をやっておる者でも、そうそう献金ができません。

したが、いまは、企業献金といふのはそういう必要でございすのでございす、ただそのときに、さっきおっしゃるようにトレード、取引関係でいふことは、確かに造船業がございすけれども、これは吉田内閣のときでございすけれども、このときにこういふことではないか。あのときには確かに船舶会社の幹部も捜査を受けたりなにかいたしたものでございすから、こういふふうの一つの企業の利害関係と政党献金とを結びつけるように誤解されることはいかぬ、これは断ち切らうじゃないかといふことで、岩田宙造先生を中心にした国民協会というものでやりまして、そうしてそれは野党の方にも、これは多くは出せませんでしたが、議会制民主主義育成

という意味でやったというのが、これが一つの経過、それは三十六年でございます。

それから今度は後は、個人に対する所得税はふえても決して減らない、やはり企業に依存せざるを得ないというふうな状況で今日までまいったのでございすから、いま直ちに企業献金なり、それから同じようなことは労働組合献金について、それは確かに多少違います。企業献金というものは企業のコストに入るのだ、労働組合の分はちゃんとおれが月給を取った中から、ふところから自分で出すのだという点が違うことは、私は決してこれは否定はいたしませんよ。(そこが大事なんです)と呼ぶ者あり。大事ですよ、大事だから言っているのだから。ようございすか、大事だけれども、しかし、やはり政治というものが、いまの政治資金規正法なりそれから選挙法なりというふうなことで、やはり要するものは要するということになると、どうしても企業の利害関係というものを別にした、できるだけ弊害のない方法でやる段階にいまある。ところが、その段階をだんだん減らして個人の献金の方向へ移すという方向に、党内の責任者もお考えになっておるようであります。われわれは全くそれを首を長くして待っております、これが事実でございす。

きだ。やはり個人でなくてはいかぬ。つまり、参政権というのは自然人に帰属するものですから、そこからいろいろ政治活動の一部として出てくる、そういう性質のものだというように思うわけです。

それからもう一つは、もっと近代的な組織政党を積極的に育成していくといひますか、発展させていくといひことが実は国民一人一人の責任でもあります、中でも現在の産業界の責任者であられる皆さん方ですから、自由民主党の対応をいたすに待つというのではなくて、そこはやはり厳しい態度をおとりになっていただきたいということをお願ひしまして、時間ですので終わります。

それからもう一つは、もっと近代的な組織政党を積極的に育成していくといひますか、発展させていくといひことが実は国民一人一人の責任でもあります、中でも現在の産業界の責任者であられる皆さん方ですから、自由民主党の対応をいたすに待つというのではなくて、そこはやはり厳しい態度をおとりになっていただきたいということをお願ひしまして、時間ですので終わります。

○上村委員長 参考人の方にこの際ちょっと申し上げておきます。

時間の関係がございすので、きわめて重要な質疑でございまして何かとむずかしい点も多いと思ひますけれども、答弁はひとつ簡潔に願ひをいたしたいと思ひます。

坂口力君。

○坂口委員 参考人の皆さん方には大変お忙しい中をありがとうございす。いま委員長からのお話もございまして、時間も非常に限られておりまして、私の持ち時間も二十分ということございすので、ひとつ簡潔にお聞きをしたいと思ひます。

まず第一番に大蔵参考人にお聞きをしたいわけでございますが、先ほどアンケートの調査結果を報告していただきました、その中に在庫調整についての分野がございまして、私の聞き間違いがなければ、たしか四月から六月までが四四%、そして七月から九月までが三三%というふうにおっしゃったように思ひます。この在庫調整は一月から三月くらいの間が終わるのではないかと、ふうに言われておりましたけれども、それが四月から六月、あるいは七月から九月というふうになりなバーセントの人がお答えになつてゐるわけでありす。

○増本委員 これで終わりますけれども、先ほど野党にも企業献金があったというお話があった。しかし、私たちはもたつていませんよ。それからもう一つは、やはり私たちはすべての企業それから団体の政治献金というのはやめるべきだ。

きだ。やはり個人でなくてはいかぬ。つまり、参政権というのは自然人に帰属するものですから、そこからいろいろ政治活動の一部として出てくる、そういう性質のものだというように思うわけです。

こういうふうにだんだんとすれ込んできておりますのをどう評価するかというところはいろいろの意見があるかと思ひますが、しかし、こういうふうにとこしの九月ごろまでにすれ込んできておりますのは、一つ見方によりましては、企業にかなり余裕があるのではないかと、たとえば倉庫代だとかそういったものを計算に入れても、寝かせておく方が得ではないかというふうな見方もできないことはないと思ひますけれども、これについての御意見がございまして、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○大蔵参考人 これは余裕があるから寝かせておる、そういう簡単な見方もできるわけですが、けれども、企業家の方から言わせれば、売れない物をつくってそれをストックしておくというところは一番ばかばかしいことではございすから、その販売に合わせたような生産をさせるために企業を縮小したい。しかし、縮小させるにはやはり相当いろいろなことがあるので、がまんするだけではない、こういう立場だと思ひます。

○坂口委員 引当金の問題でございすとか準備金の問題は先ほど議論になりましたので私は割愛をさせていただきますが、内部留保が中には非常に多い会社がございすので、こういったものと絡めて考えますと、先ほど私が申し上げたような意見も成立するのではないかと申すわけでございますが、大蔵参考人、簡単に結構でございす、これに対する御意見がございまして、あらお願いいたします。

○大蔵参考人 先ほどお答えをいたしましたので、けれども、やはり現実的には在庫問題あるいは最近の企業と中小企業の卸売物価、消費者物価などを見てみますと、やはり操縦の中でむしろ逆にあることが上昇していることは、基本的には独禁法問題とも関連するかもしれないけれども、やはり企業の側は一定の採算というラインを保持しながら、在庫も価格もすべてその面の操作があるのではないかと、こういうふうな感じを持っております。

それから非常に問題なことは、やはり日本の二重構造の問題がございすから、いまの状態では、福田さんも公定歩合で頭を痛めているという新聞記事も拝見いたしましたけれども、副作用の面が非常に強過ぎまして、百万の失業者というところは、アルバイトとかあるいは出かせぎとか時間外を含めていいますと、労働者の労働時間の稼働日数の減というものをとらえますと、七%から八%という状態が率直な日本におけるいまの失業率状態と把握いたしますから、やはりこの辺になりますと、引き締めの副作用は強過ぎるし、引き締めによりまして大企業は痛くないという感触が、きわめて統計資料的にも強いというふうに考えております。

○坂口委員 次に櫻田参考人にお聞きをしたいと思ひます。

きょうお配りをいただきましたパンフレットを拝見いたしました。全部拝見したわけではございせん、ばらばらと部分的に拝見をしたわけでございますが、この中で「過去の賃上げを可能にした日本経済の体質変化」というのが五ページに書かれておまして、その中で「技術革新の進行とその一段落」「豊富低廉な海外資源の入手難」「環境問題の激化」「労働需給の変化」、こういう四項目が挙げてございす。この中で「実質一〇%の成長率を維持することは困難となった」ということが書かれておまして、「賃上げの基礎条件に根本的变化が起こったことを認識しなければならぬ」と、この項の最後を結んでおみえになるわけでありす、ならば、過去の物価上昇、インフレを可能にした日本経済の体質変化というもののに対してどのようにお考えになつてゐるかということとをひとつお聞きをしたいわけなんです。

もう一度申しますが、「過去の賃上げを可能にした日本経済の体質変化」ということをここで論じておみえになるわけですが、一方において過去の物価上昇、インフレを可能にした日本経済のこの体質変化というものをどうお考えになつて

いるか、この一面がこれに述べられておりませ
んの、それをひとつお聞かせをいただきたいと
思います。

○櫻田参考人 五ページに書いてありますの
は、三十八年から四十八年までのこの年々の前
の年に比べての集約でございます、経済成長が
実質一〇・五割ずつ毎年伸びた。いま仰せのよう
に七割ずつ伸びますと十年でちょうど倍になるん
でございます。ところが一〇・五割ずつも非常な
高成長をしている。しかし生産性もよくよく伸
びてくれたので、消費者物価指数も六割ずつしか
伸びず、卸売物価指数も二・七割ずつしか伸びな
かった。

ところが、食糧それから輸入の鉱物資源は二倍
半、それから油が四倍以上に伸びちゃったもので
ございますから、コストアップが、ここにきて今
度は消費者物価も卸売物価も上がらざるを得ない
というインフレ体質になって、しかもインフレが
なかなかとどまりがたくなった。インフレが生産
性上昇なり経済成長なりでうまくカバーできてお
る間はそれでいけたのでございますけれども、そ
この変化がもうカバーできなくなると、悪性イン
フレのみが跳梁する。そうすると国民全般が非常
な苦しみにあえぐから、これを何とかして処理し
なければいけない、こういった立場でございま
す。

○坂口委員 もう少しつけ加えていただきたいと
思いますのは、私いまお聞きしましたのは、過去
の十年間の経緯というものが、これはよくわかるわ
けであります。この中で日本経済の変化してきた
過程というものがわかるわけでありまして、過去
の賃上げを可能にした日本経済の体質変化」と
いう形でございましてお聞きになっておられるわけ
です。それはこれでいまいわけるわけでありませ
んが、もういまままでのような経済状態は続かない
ぞ、これはもう変わってきたぞ、ただし一方にお
いて、それならばインフレはどうなるのか、これ
が変化しなければ、インフレはいまままでどおり
で、物価上昇はいまままでどおりで、そして賃上げ

の方はいまままでどおりはいかぬぞというのでは、
国民は納得しないわけなんです。過去の賃上げを
可能にした日本経済の体質変化というものが論じ
られるならば、一方において、物価上昇、インフ
レというものを可能にした日本経済の体質変化と
いうものはこうだということがなければ、これは
説得ができないのではないかと、こう思うわけであ
ります。その辺をお聞きしているわけでありま
す。

○櫻田参考人 申し上げますと、一つは、このイ
ンフレを収束するためにも、企業の不景気と申し
ますか企業倒産、失業が非常にふえてまいりまし
たので、したがって、企業倒産をしたり、それに
よって失業がふえるということになりますと、完
全雇用状態のときにはどうしても賃金の上昇をし
ないといふ人が集まってくるものでございませ
んから、その基本の状態が変わってきておる、こ
れはございませぬ。しかし、雇用を安定しようと
思えば、やはりそこそこ賃上げで雇用をできる
だけ多くキープしていきたい、これが一つでござ
います。

いま一つは、国際的に見ましてやはりインフレ
でみんな困り、それに対するインフレ抑圧策で
もって各国が一等困っておるの、先ほども言
いましたアメリカの八・七割、七百五十万人の失業
者、それからドイツの百十五万人、五・二割の失
業率、イギリスの四割の失業率の百万人の失業
者、こういうところから、それに陥らないため
には何とか雇用を維持しておきたい。しかし、こ
のままでスタグフレーション、不況とインフレが
併存すると、企業が倒産し失業が出ざるを得なく
なるから、これを何とかお互いにかみ合合して
救済しなければいかぬ、直さなければいかぬ、こ
ういう立場でございます。

○坂口委員 時間があればもう少し実はお聞きし
たいわけなんです。賃上げの方は非常にむずかし
くなるけれども、物価上昇の方はやむを得ないと
いう感じに聞こえないこともないものですか、
もう少し本当のところをお聞きしたいのですが、

大木参考人、何かございしたらひとつ簡単に
願います。

○大木参考人 その書類を私も何回も拝見いたし
ておりますが、石油問題が落ちつきませんでした、同時
に、国内的には総需要抑制で大体インフレ要因は
なくしました、残っているのは賃金です、こうい
う言い方などが非常にばきり出てくるわけであ
ります。

ですから、問題は、日本の経済の今後の動向に
絡みまして、先ほど大観さんもおっしゃったんで
ございませぬが、これは去年の論争ですけれども、
石油が四割になったときに大体的に電力など
にはどれぐらゐの影響が出るか。業種によって違
うわけですが、平均しまして物価にはね返
る石油値上げの影響は、あの当時の議論でたしか
一、二、三割だったと思います。そういったものを
むしろ便乗的に、さっきジョースのお話があった
のですが、そういう形になったのでしようが、
やはり過去のものと将来のものとの関係で論ずる
場合には、どうしても過去における、要するに総
合的な経済の総量から見たストックの問題、私的
経済におけるストックの問題から公的経済に対す
る移行の問題、財政を媒介しながら公共料金等
の引き下げあるいは引き上げ率の低下、そういう
公的な部分に抜けていく問題とか、土地問題等が
非常に大きな問題でございませぬ。

いまがちょうどチャンスでございませぬから、国
土庁の問題もございませぬが、ある程度土地問題に
ついて売買を制約する、キャピタルゲインの原因
を排除する、そういうことに対して質的な面で問題
を考えていきまさんと、いまの物価の鎮静化現象
はひとえに労働者、国民の負担のものになってお
りまして、さっきの大観さんのお話のような形で、
この際手術をしないで、再びまた今度食べた
いものを食べさせていきまさんと脂ぎった太ったも
のになりますから、それを媒介しながら結果的
には社会的に不公平が増大していくわけございま
すから、そういう点では、ぜひ財界の各位にもこ
の辺の問題についてはしっかり受けとめていただ

きまして、労働側側といたしまして、実質賃金
の確保なり分配構造問題等を中心にならぬがら
も、せめてヨーロッパ程度のパブリック的な責任
体制、社会的なコンセンサスといったものを求め
る状態に持っていってほしい。こういって面
でぜひ私たちといたしましては両財界巨頭と話し
合いを継続的に持ち合せてみたい。

しかし、どうもマクロでは結構なことをおっ
しやるのですが、ミクロの段階へいきますとなか
なか実行されまじいので、どうしても摩擦現象が
起きてときどき御迷惑をかけて申しわけないと思
いますけれども、こういう席をおかりしてそう
いったこともぜひ財界の方々にもお願いいたした
いし、諸先生方にもお願いしておきたいと思いま
す。

○櫻田参考人 坂口先生に最後にちょっと申し上
げたいのですが、経営者としてしてもインフレ
ションは公敵第一号、インフレを抑えるためにす
べての施策が出るということに御了解いただきた
いのです。とにかく物価上昇だけは抑えなければ
いけません。

○坂口委員 もう一点だけ櫻田参考人にお聞きし
たいと思いますが、やはり同じパンフレットの
中で「経済活動の目的は豊かな社会を実現し、国民
福祉を向上させることにある。」こう述べておりま
す。ところが「真にそれを実現するものは生産性
の向上であり、それなくしては豊かな生活も福祉
も実現しないことを労使ともにこの際十分認識す
べきである。」こう書いておいてなるわけであり
ますが、この参考人のお考えになつてはいる福祉と
いうのは何かということですね。どういふ福祉と
いうものを考えておいてなるのか、このことにつ
いて、時間がございませぬので簡潔にお答えい
ただきたいと思ひます。

○櫻田参考人 「安心のいく世の中」を作るため
に」という黄色いパンフレットの中に福祉の考
え方がございませぬ。福祉とは、ただ国が財政でも
て与えるということだけを福祉と考えてはいけな
い、やはり社会全体において、相互扶助も含めて

福祉の向上を図らなければいけない、イギリスの轍を踏むようなことになってはいけない、こういう考え方でございませう。

それと、国民福祉社会の実現のためにやるだけやうなことで、企業が公害でこれを害するとか、企業活動が国民生活を害するように働く部分だけは、どんな犠牲を払ってでもその企業の責任においてやめさせる、それができなければ企業は廃業してもらってもいいんだ、そこまで私は考えておるのでございませう。

○坂口委員 生産性の向上があつて初めて福祉が実現できる、こういうことを一方で述べられておるわけでありますが、その生産性がいままでのような調子にいかないということもまた述べられてゐるわけでありませう。この論法からいいますと、福祉というのは実現されないということになりかねない。

「安心のいく世の中」を作るために」の中をちょっと拝見いたしますと、「国民福祉とは、政府がその政策によって作り出すべきもの」といった考え方は、嚴重に再吟味にかけて、然るべき訂正を行わねばならぬ。」というふうに述べられております。ところが、福祉についての皆さんの考え方がここに出不入のないもので、生産性と福祉について述べられていないから、生産性と福祉は納得しかねる、われわれの立場からすれば納得しかねるというところになるわけでありませう。つけ加えていただくことがございしたら……

○櫻田参考人 生産性はどうしても上げなければいけない。それで、こういう場合を想定していただきたいのです。もし、生産性がゼロということが続くんだという世の中だったら、分配のバイは大きくならぬ。自分のバイをふやそうと思つたら、人様のものを取ってくる以外にない。人口はますますふえ続けるということになると、これは自由社会の破壊につながるんだ。

それでは、いかにすれば生産性は向上するかと言いますと、技術革新を進めると同時に、やはり

働いて質の向上を図らなければいけない。マクロで言いますと、GNPの伸びは低成長であつても、これが実現できなかったら必ず封建社会に入つて、あるいは非常な権力によるところの全体主義社会になるというおそれがあるわけであつて、自由社会を守るためには、低成長でも構わぬから成長の持続というだけでは生産性向上によつて必ず実現しなければいけない。それには技術革新もございませうし、設備投資とかいろいろのことがある。これをやらなければいけない。これは、成長は鈍化してもいいとは思つて考へておらぬ。しかし、高成長は不可能な状態になつたということをし、強く書き過ぎたかもしれませう。

○坂口委員 いまおっしゃつた、バイをいかに分配するかということだろふと思うのですが、残念ながらもう時間がございませぬので、きょうはこれだけにさせていただきます。ありがとうございませう。

○上村委員長 竹本一君。○竹本委員 参考人の御三方、きょうは大変御苦勞さまでした。櫻田参考人を中心に、きわめて簡単に、二つばかりお伺いいたします。

その前に、櫻田さんが最近いろいろと勞作を発表していらつしやるのを見聞させていたいておりますが、特に、石油の確保の量を二億五千万キロリッターに一応抑えて、それを中心に日本経済の総合計画というものを立てたらどうか、そしてまた、ある程度、石油だけではなくて、消費抑制についても真剣に取り組まなければならぬではないかという御提言がありましたけれども、私はこの点は非常に高く評価をいたしております。最近いろいろの経済論策を私も目を通しておりますけれども、このくらいまとまつて御提案をいただいておりますものは余りない、そういう点は私は党派を超えて、またイデオロギーを超えて評価をいたしております。

「安心のいく世の中」を作るために」というのは新しい御提言でございまして、この中にも数多く教えられるところもあるし、また若干は御賛同

できない問題もありますけれども、しかし、経営者は経営者の立場において積極的にかうした御提言をいただくということは非常にいい傾向だと思つて歓迎をいたしております。

そこで、まず一つ二つお伺いしたいのでございませうが、その第一は、いままでのやり方は非常な錯覚に国民全体が立つておつたという御意見が出ておるようでありませうけれども、私もそのとおりだと思ひます。その中で特に錯覚の大きかつたものは、グレートイリジョーンを持つていたものは、私は日本の政府だと思つておる。次には経営者の方々である。その点についての反省をこれから本心に厳しくやらぬことには、新しい取り組みがでないのではないかとふうに思ふわけでありませう。

いわゆる高度成長の問題でございませうけれども、こんなに毎年毎年一〇%ずつ高度成長が続けられると思つたこと自体に大きなイリジョーンがあつた。アメリカ等の評論、批評等を見れば、まず第一に、日本の経済はランニング・ツーフースト、余りに早く走り過ぎるということをおつておりました。またある評論家は、こんなに毎年一〇%ずつ伸びていって日本はどこへ行くつもりだらうかということ、天井まで行つたらばまあ高度成長が押さえられるであらうと思つていたら、とうとう日本経済は天井も突き抜けて上へ出ちゃつたというふうな批評をした人もあります。いずれにしても、これは大きなグレートイリジョーンであつたと思ふのですが、どうでしょうか。

私は、佐藤さんが大蔵大臣のときであるか総理になつてからか覚えておりませうけれども、佐藤さんに、第一、安定成長なんという言葉をけしかつたらぬ、安定というのはある程度チェックをしようとする、成長というのは伸びるということだ、佐藤さんにおわかりいただくやうに言うならば、汽車には上り下りというのがあるけれども、上りと下りは違ふのだ、それを上り下り列車みたいなことを言うて安定成長なんて言うのは、それこそ大きな錯覚である。特にドイツの安定成長論というものを日本は翻訳してわいわい言つてゐるわけですが、あの原文を見ると、安定として成長と書いてある。スタビリティ・グロウ・アップと書いてある。安定が根本なんです。だから佐藤さんに私が言つたのは、もうこの段階になれば、すべての経済の基本は安定ということに中心を置くべきだ、それがまた本當の意味の成長の基礎になるんだということをおつたことでもあります。

ところがそれを間違えて、わけのわからない安定成長論でいまだにみんなわいわい言つてゐるが、私は安定なら安定ということに重心を置き、そして石油が二億五千万キロリッターなら二億五千万キロリッターを中心にして、四%伸びるかどうかは別にしまして、それを大きな経済政策の根本目標にしてすべてを総合調整するということが一番根本ではないか、また、そういう形にならないければ本當の安定はできないと思ふがどうかということが一つ。

それから第二番目の質問は、日本の政治もあるいは勞使関係も、これは私反省して申し上げるわけですが、余りにホットイデオロギー、イデオロギーが過熱し過ぎてゐる面がどうもある。そういう点については、もう少しお互いが落ちついて冷静にものごとを見ていかなければならぬのではないかと意味で、私は御質問というよりもむしろ御提言をしたのであります。大体、経済の先ほどの高度成長、ランニング・ツーフーストの問題もそうですけれども、いままでは金本位なら金本位制度という大きな歯どめがかつておる、また一時は為替レートは固定相場制という一つの歯どめがかつておつた。それが金本位を離れる、固定相場はフロートする、こういうことになると、日本の経済、日本の物の考え方というのに、抑制し歯どめをかけるものが一体何があるかということをおつたわけは考えなきやならぬと思ふのでございませう。

そういう意味から申しますと、ヨーロッパの諸

国にはあるいは宗教というものがある、あるいは政治家にステーツマンシップというものがある、国民に愛国心もあれば良心もある。ところが日本では、それこそ櫻田さんの御提言の中にも書いてあるように、安心がいかないような面がたゞさんある。そういうことを考えると、これからの日本の経済社会全般についての歯どめをどこに求めるかということについて真剣に考えて、これはひとつ科学的なデータというものをお互いに集めて、そしてまた、情報は世界的な規模において各国のあり方、各国の動きというものをもう少し科学的に全面的に収集して、その広い情報の上に立ち、科学的なデータの上に立って議論をすれば、議論がイデオロギーに引張り回されないで、じみ堅実な基礎の上に立ててできるのではないかと、うふうに思うのです。

そういう意味で、たとえばいま私がそういうデータがひとつ必要だと思ひますのは、先ほど来御議論がありましたが賃上げの問題にしても、一体、賃上げの波及効果がどうなるかということについて、経営者は経営者、労働組合は労働組合それぞれ自分の立場で議論をしておる。しかしながら、客観的には何とか調整をしなければならぬと思うけれども、調整する話し合いの場を持ってデータがない。たとえば大蔵委員会では法人税という問題もありまうけれども、法人税の負担率が幾らであるかということについても、いまだにみんなが納得する、四〇％がいいか、先ほどの五五％が多いか、それらについて、その数字自身についてお互いに異論があるのです。けれども、これは四〇なら四〇、四二なら四二ということについては科学的なデータを出して、それが高いとか低いとかいうことはそれぞれの立場で批判する、データそのものは、みんなが共通の基盤の上に立って議論をするという努力をしなければならぬと私は思うのです。

そういう意味で、財界にはいまいろいろのシンクタンク等もできつつあるようでございますから、賃上げの問題にしても、あるいはそのはね返

りの問題にしても、あるいは賃金コストと金融コストの比較の問題にしても、先ほどまた櫻田さんからタイトマネーポリシーのお話がありましたけれども、そういう総需要抑制の抑制の仕方についても、また抑制でいけるものの限界についても、海外的要因がどの程度あるかということについても、非常にまた意見が分かれております。これもデータはある意味においてはあります。そういうデータも探さなければならぬ。さらにまた、低成長下の労使関係をスムーズに持っていくためにはどうすればよいかということについても、それぞれ勝手な演説をしているだけではいけないので、やはり話し合いの場と話し合いの根拠になるデータがなければならぬ、こういうふうに私は思う。この点については、大槻さんと大木さんにと、低成長下の労使関係をスムーズにするための経営参加というもののについてどういうふうにお考えか、結論だけ一口伺ひたい。

さらに、いまの福祉国家の問題についても、悪平等は国を滅ぼすという御提言がありましたが、けれども、私は悪平等は困ると思ひますけれども、しかし、その高度成長のメカニズムを全部そのまゝにしておいて、間接金融もあるいは金利のあり方もすべての税制も、いままでの高度成長を支えた柱をそのまゝにしておいて、それで一遍に福祉国家の建設というものができるものかどうか。御提言の中には産業構造の改革というのがありますが、産業構造の改革にしろ、あるいは精神構造の改革ももっと大事だと思ひますが、そういう問題に取り組むにしろ、やはり世界的な情報を集め、そして科学的なデータを出して、イデオロギで議論するのはその次に、前段階で科学的な情報とデータを集めるという努力をする。そういう意味のシンクタンクを、ひとつ財界においても、それこそ労働者の代表も含めて、国民的な基礎におけるデータを集め情報を集約する場をつくったかどうかと思ひますが、どうでございますか。以上、きわめて簡単に御答弁だけいただければ結構でございます。

○櫻田参考人 たいだいま私も差し出したものをよく読んでいただいて教えていただいてありがとうございます。私は、半分くらいはおしかりを受けるくらいつもりでこれは出してありますので、今後もお気づきの点はぜひ教えてください。これは勝手にございしますが、私はお願いいたします。

たいだいま仰せになりました、十年どころじゃない、三十五年から本式に発達したのであります。が、十五年、二十年も日本の高度成長になれた頭が転換してないということはおもひ仰せのとおりで、毎日毎日われわれはそれに悩んでおるのでございします。私自身の頭もまだうまく変わってはおくれませんが、経営陣営ははなはだこれにそれは政府も多少おくれたいらっしゃるところはあると思ひますが、まず政府を責める前に、私は特に経済界のリーダー、特に社長諸君の頭を本當に変えていただかなければいけない、これを痛感しておるのでございします。

その具体的な例ははつきり申し上げませんけれども、ただ借金経営で規模さえ大きくすればいいとか、それからナンバーワン、売上高の大きいのを競つたりというふうなことではないので、結局、製品の質と値段、それからそれに働く従業員の幸福、それから国家に対する貢献度、要するに納税をちゃんとしておるところで、私は税金についての考え方も、納税を非常にやっている企業にはほう賞ぐらゐしてやっていただきたいです。そういうふうにお願ひをし、いまの点へのお答えとして、不景気はわれわれは困りますけれども、この不景気がいままでの誤った考え方を根っこからたたき直すのに大変ないい薬になっているということだけを申し上げます。

それからいま一つは、こういった不安定な状態になった根っこには、思ひがけない一語弊があるかも知れませんが、こじぎが馬をもちつたという言葉が私のくびの悪口にあるのです。貧乏人

が一遍に金持ちになる。日本人は物質的に恵まれて過ぎて精神と物質とのアンバランスが埋まっておらない。もっと精神的な要素の方を高めて、そして物質と精神とのバランスを回復するというところに、これは政治の場で教育とかその他の面でぜひ御尽力願ひたいし、われわれは企業で人を雇ってたくさん人間関係を持っておるという関係からでもそれに努めたい、こう考えます。

○大槻参考人 経営参加についてお尋ねでございますが、企業経営は御承知のように労使の二人三脚とか、あるいは労使は車の両輪だというふうに言われておりますように、労使双方の真の意味の協調がなければ企業はうまくいきませんと思ひます。したがって、各企業におきまして、それぞれ組合側の経営参加というのを考えまして、大抵の会社においては経営協議会というふうなものを持って、双方で話し合つておるのが実情じゃないかと思ひます。

したがって、経営者としまして組合側の経営参加というものを忌避する理由は何もない。ただ、その時々状態に応じて範囲で、程度問題というものもあるかも知れませんが、ともかくも経営の参加というについては恐らく異議を差しはさむ者はないのじゃないか、組合側の各人に経営的な感覚を持ちながら参画してもらうことはむしろ歓迎しておるんじゃないかというふうに考えております。

○大木参考人 竹本先生の非常に高邁な御議論を熱心に拝聴いたしました。尊敬いたしますが、いま日本で一番必要な問題は何かと言いますと、まさしく私的経済から公的経済に対する問題の移し方だと思ひます。どんなに賃金を取りまして、三十歳前後の東大出の若い官庁の役人にいたしましたとしても会社員にいたしましたとしても、東京都市内自分の家を持つことはできない世の中になってしまつたんですね。これをどうするかということを考えてみますと、これはもう賃金では、要するに資本なり経営との交渉では、どうにもならぬわけでしょう。教育、医療等もそういう問題がございま

すから、だから私は、こういったパブリック的な解決策を求める政治動向ということが、非常に労働運動というものの対して一定の方向を志向するものだと思えるわけですね。ですから、そういったものが目の前の経営者に大幅賃上げ問題としてぶつかっていくわけですね。

だから、私に言わせれば、やはり先ほど皆さん方から御質問があったのですが、高成長の中でもって蓄積をした部分が財政、税制を媒介しつつ、結果的にはそういった住宅問題、医療問題、教育問題等に対して配慮されるということが、要するにまさしく櫻田さんのおっしゃる安心できる社会への最大のコンセンサスだと思います。

ただ、竹本さん御承知のとおり、労働組合法がございますから、労働条件に対する団体交渉権というものは厳然として存在いたします。ただ、団体交渉だけではこういった産業構造の大変大きな変化の際にはなかなか片づかない問題が多くなりまして、構造変化の段階になりますとどうして産業動向がどうなるか、あるいは製品なり業種がどうなるか、そういったものを含めて、いわゆる経営の展望を含めたお話し合いというものを私たちは大いに歓迎したい。ただ、労働条件だけは団体交渉を基本として決めさせていただきたい、こういうふうな考えです。

労働界側といたしまして、最低賃金問題で四団体が意見をまとめた段階でございまして、デパートバンク革新側版といましようか、野党四党の方々もぜひ歩調をそろえていただきまして、野党連合政権なんというスローガンを掲げるならば、ひとつそういうことも民社党さんも含めてお考えいただきたいものだと考えます。

私たちはいまの二億五千万キロリッター問題について櫻田提案について評価いたしますが、ただちよつと日本の産業動向と違ひますのは、どこの経済研究センターを信用するかということとはございますが、たとえば金森先生のやられてる日本経済研究センターですね、この場合ですと、燃料問題というのは石油依存度がだんだんと減りま

して液化天然ガス等にかわる、こういうこともございまして、そういったものを根拠しながら経済成長は六、七%いくだろう、こういう見方に立っていますから、その辺は日経連の作戦に基づいて四%程度しか成長しないぞというところは、これはいづれ来年のいまごろになったらどっちが本当か大体見当がつくでしょうけれども、やはり二億五千万キロリッターぐらいからですが、燃料あるいはエネルギー全体というものはそういった方向でいってほしい。

私が希望したいのは、やはりどうでしょうか、もしも社会契約的な発想などをお持ちならば、思い切つて電力とか石油とかあるいは石炭とか、そういったものは人間が食べる米と同じですから、産業にとつては米ですから、そういったものは国がだんだん株式を取得しながら公有化などをしていくということも一つの方法じゃないかと思うし、そういった中でこそ日本の新しい安定成長、私も安定成長という言葉を初めて先生に教わつて、このことは九%程度の成長でどうかということもいつも天池さんと言つておつたのですけれども、それが大変な成長で来つたわけですから、そういうことを考えますと、まさしく今後の経済動向に対する労働側の新しい対応というものは、データは要するに労働組合、革新政党全体がまとまつたものでもいいし、あるいは統計は財界の方々と一緒になつて議論してもいいでしょうし、そういった議論については私たちは反対ではございません。むしろ歓迎したいという気持ちでございます。

○竹本委員 ありがとうございます。

○上村委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席の上貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。どうぞお引き取りください。

○上村委員長 次に、武藤山治君外三名提出の昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、(本号(その二)に掲載)

和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

これより各案について提出者より順次提案理由の説明を求めます。武藤山治君。

昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(本号(その二)に掲載)

○武藤(山)議員 私は、提出者を代表いたしましたので、ただいま提案されております昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案につき、提案理由及びその概要を御説明いたします。

政府は社会的な不正の是正を政策目標に掲げていますが、その主要な手段である今回の税制改正案の内容は、勤労国民には依然として重い税負担を求め、資産所得者を優遇し、法人の税負担強化には触れないといった不公平税制を温存しているものであります。四十九年度のいわゆる二兆円減税を盾に五十年年度所得減税を物価調整減税のミニ減税に抑えようとするのは、低所得層に重く、高額所得層に軽い現行所得税制によつて引き起こされる不公平な税負担をさらに拡大することになり、一方、インフレ経済のもとに拡大した富と所得の不公平を是正するため資産所得の重課、法人税制の改革など、高度成長型税制の根本的転換の展望に立つて、生活優先の経済、福祉型税制の確立を指向すべきであるにもかかわらず、その姿勢は見られないのであります。

このような政府の税制改正案では、不公平は拡大しても、その縮小、是正は行われず、勤労国民のための税制改革の布石とは言えないのであり、これが、四法案提出の根本理由であります。

まず、昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本臨時特例法案は、インフレによる課税最低限の実質低下、名目所得増加による実質増税の実態を考慮し、低所得者層中心の緊急調整減税を実施するものであり、しかも、従来の課税最低限の底上げ方式では、高額所得者層の減税となり、税負担の不公平を拡大し、税の再分配機能を弱体化させる結果を招き、かつ、インフレ刺激的效果をもたらすことになるので、この点を配慮した減税方法をとるものであります。

このため、生活費非課税の原則に立ち、所得税は四大家族年収二百八十万円まで無税とするよう世帯構成に応じた税額控除を行い低所得者層中心の減税を行うこととしたものであります。また、同時に、高額所得者層の税負担を強化しようとするものであります。

まず第一に、昭和五十年分の所得税については、現行税法で算出された所得税額から居住者につき三万円、居住者が控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、その控除対象配偶者または扶養親族一人につき一萬五千元を加算した金額を控除するものとしております。

したがって、四人世帯の場合の税額控除額は七萬五千元となり、これにより給与所得者は年収二百八十万円まで無税になります。

なお、この税額控除は課税所得一千万円、年収約千三百万円以上に対しては適用しないこととしております。

第二は、給与所得控除の控除限度額の設定であります。現行制度では給与所得控除額はいわゆる青天井で高額所得者層優遇の制度となつておりますので、この不合理を正すため控除限度額を百九十万円とし、いわゆる控除頭打ち制度を設けることとしております。この結果、年収八百五十

このように政府の税制改正案では、不公平は拡大しても、その縮小、是正は行われず、勤労国民のための税制改革の布石とは言えないのであり、これが、四法案提出の根本理由であります。

まず、昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本臨時特例法案は、インフレによる課税最低限の実質低下、名目所得増加による実質増税の実態を考慮し、低所得者層中心の緊急調整減税を実施するものであり、しかも、従来の課税最低限の底上げ方式では、高額所得者層の減税となり、税負担の不公平を拡大し、税の再分配機能を弱体化させる結果を招き、かつ、インフレ刺激的效果をもたらすことになるので、この点を配慮した減税方法をとるものであります。

このため、生活費非課税の原則に立ち、所得税は四大家族年収二百八十万円まで無税とするよう世帯構成に応じた税額控除を行い低所得者層中心の減税を行うこととしたものであります。また、同時に、高額所得者層の税負担を強化しようとするものであります。

まず第一に、昭和五十年分の所得税については、現行税法で算出された所得税額から居住者につき三万円、居住者が控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、その控除対象配偶者または扶養親族一人につき一萬五千元を加算した金額を控除するものとしております。

したがって、四人世帯の場合の税額控除額は七萬五千元となり、これにより給与所得者は年収二百八十万円まで無税になります。

なお、この税額控除は課税所得一千万円、年収約千三百万円以上に対しては適用しないこととしております。

第二は、給与所得控除の控除限度額の設定であります。現行制度では給与所得控除額はいわゆる青天井で高額所得者層優遇の制度となつておりますので、この不合理を正すため控除限度額を百九十万円とし、いわゆる控除頭打ち制度を設けることとしております。この結果、年収八百五十

万円以上の給与所得控除額は百九十万円の一定額となります。

第三は、課税所得一千万円以上の部分に対する一〇％附加税の新設であります。インフレのもとで、所得格差は拡大し、しかも低所得に重い現行所得課税の不公平により高所得者の税負担は相対的に軽減されております。物価対策の上からも、不公平課税の是正の上からも附加税を課すことにいたしましたわけであります。

第四は、内職収入について、その実態を考慮して配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度を五十万円に引き上げるとともに、勤労学生控除についても、学費、生活費の高騰を配慮して、その所得要件を七十万円に引き上げることとしております。さらに、寡婦控除、老年者控除についての所得要件もそれぞれ六百万円、一千万円に引き上げることとしております。

次に、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、さきの昭和五十年分の臨時特例法案とあわせて、現行法のもとで税負担が他の所得者に比べて重くなっている給与所得者について、各種の所得控除または非課税措置を設けて税負担の軽減を図るとともに、他方、ある種の資産所得について課税を強化しようとするものであります。

まず第一に、通勤費の非課税であります。現行制度では、実際支給した通勤手当のうち一定限度までの金額について非課税としておりますが、通勤費は明らかに必要な経費でありますから、その制限を外し、通勤費の実費相当額は全額これを非課税とすることにいたしましたのであります。

第二は、夜勤手当の非課税であります。警察官、看護婦等のように夜間勤務をする者の場合は、心身の消耗が激しく、その回復のためにはかなりの経費が必要であります。この点を考慮して、一定額の夜勤手当についてこれを非課税とすることにいたしましたのであります。

第三は、労働組合費控除の創設であります。労働組合が労働者の経済的地位の向上、福利増進を図るものであることは明らかであり、組合費はそのための費用でありますから、今日の社会通念から見て当然給与所得者の必要経費と考えられるのであります。したがって、組合の経常的な費用に充てられる組合費につきましては、所得控除を認めることにいたしましたのであります。

第四は、寒冷地控除の創設であります。寒冷地域におきましては、暖房費等の生計費が他の地域に比べて多額にかかることは言うまでもありません。これに対し、公務員等の場合は寒冷地手当等が支給されておりますが、これは課税所得の中に含まれており、また、それ以外の所得者の場合は所得の中からその経費を賄わなければならない、いづれにいたしましても、他の地域の居住者とのバランスを欠くものと言えらるるのであります。そこで、本改正案におきましては、その経費相当分を総所得金額等から控除する制度を新たに設けることとしていたしましたのであります。

第五は、有価証券の譲渡等による所得に対する課税であります。現行制度では、株式等についてのキャピタルゲインは非課税となっており、これは資産家優遇の税制であり、著しく社会的公正を損なうものであります。このような観点から、現行非課税制度を廃止し、有価証券及びその類似のものの譲渡所得については、すべて課税することとしたのであります。

第六は、配当控除制度の廃止であります。現行制度は、いわゆる法人擬制説に立って、所得税の前払いである法人税を清算する意味で配当控除が行われておりますが、この制度によれば、配当のみの所得者は夫婦二人の場合、課税最低限が三百八十七万円となり、給与所得者と比較して著しく不均衡を生ずる資産所得優遇の制度となっております。したがって、法人擬制説を維持するといふ考え方をやめて、税負担の公平を図るため、配当控除制度を廃止することとしたのであります。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この改正案は、法人税についても負担能力に応じた課税を行うため、現行の比例税率を廃止し、所得区分による超過累進税率を採用するとともに、大企業に有利な受取配当の益金不算入制度を廃止する等の改正を行うものであります。

まず第一に税率の改正であります。現行の普通法人に対する四〇％の税率を、年所得一億円以下の金額については三七％、一億円超十億円以下の金額については四二％、十億円超の金額については四七％の税率に改めることとし、解散または合併の場合の清算所得に対する税率についても、これに準ずる改正を行うこととしたのであります。

第二に、現行の受取配当の益金不算入制度は、法人間の配当について二重課税を防止するという見地から設けられていたものであります。大法人の株式投資が増大し、その持ち株比率がきわめて高くなっている現在におきましては、いたずらに大企業の税負担を軽くする制度となっており、その中で、これを廃止し、配当金はすべて課税所得の中に含めることとしたのであります。

第三に、法人の寄付金につきましては、資本金基準及び所得基準による一定限度の範囲内で損金算入が認められることとなっておりますが、昨今では資本金または所得の増大によりその限度額が相当巨額となり、法人の寄付金支出を容易にしております。そこで改正案においては、両基準をいづれも大幅に引き下げて、適正な限度といたしております。

第四に、法人の貸倒引当金の繰入限度は政令で定められておりますが、そのうち、金融及び保険業につきましては、貸し金の千分の十の繰入率となっており、金融機関等の貸し倒れがきわめて少ないことは周知の事実であり、それに対して現行の繰入限度ははるかに多額となっており、これでは利益留保の色彩が濃厚でありますから、その繰入率を千分の五に引き下げることにし、これを本法に規定することとしたのであります。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、現在三大不正税制と称されている利子配当課税の特例、社会保険診療報酬課税の特例及び個人の土地譲渡所得課税の特例のすべてについて徹底的な是正を行うとともに、大企業と中小企業の税負担に大きな差をつけている支払配当課税制度を廃止する等の改正を行おうとするものであります。

まず第一に、利子配当課税であります。現行の源泉分離課税制度は、資産所得優遇の最たるものであり、所得税本来の姿である総合課税の原則に反するものであります。これを廃止することとしたのであります。

第二に、医師の社会保険診療報酬課税の特例につきましては、昨年十二月に税制調査会から具体策を示して答申があったにもかかわらず、政府は改正を見送っております。答申案はやや不徹底なところがありますが、この制度が二十数年間実施されてきた事実にかんがみ、答申案とおり改正を行うこととし、収入千五百万円以下の金額に対する経費控除率七二％から、順次金額が多くなるに従って控除率を下げ、収入五千万円超の金額に対する控除率を五二％とすることとしたのであります。

第三に、個人の土地譲渡所得課税につきましては、悪評の高かった長期譲渡所得の分離比例課税制度を廃止し、譲渡益に対して一段と課税の強化を図ることとしたのであります。すなわち、長期譲渡所得に対する重課制度はこれを存続し、長期譲渡所得に対しては、譲渡益二千万円以下の部分は二〇％の税率で課税し、二千万円超の部分については全額総合課税とすることとしたのであります。

第四に、法人の支払い配当課税制度につきましては、この特例が、当初の目的である法人の自己資本の充実に何ら貢献せず、いたずらに大企業の税負担を軽減する役割しか果たしていないことにかんがみ、この制度を全廃することとしたのであります。

おります。

第五に、交際費課税につきましては、社用支出の実情にかんがみ一層の強化を図ることとし、損金算入限度額の定額部分を三百万円に引き下げ、限度超過額の全額を損金不算入とすることとしたしております。

第六に、公害対策に資するための措置として、昭和五十一年度の自動車排ガス基準に適合する乗用自動車等については、物品税の課税標準を減額し、同基準に適合しない乗用自動車については、高公害車として現行税率より一〇%高い税率で物品税の課税を行うこととしたしております。

以上が税制による所得再配分と社会的公正の是正を目的とした四法律案の内容であります。

何とぞ御審議の上、御賛成賜りますようお願い申し上げます。

○上村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○上村委員長 次に、内閣提出、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

各案に対する質疑はこれにて終了いたします。これより各案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。大石千八君。

○大石千八委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の意向を表明するものであります。

昨年来の総需要抑制政策のもとでは、需要面から物価を刺激する要因を極力少なくする必要があることは言うまでもありません。このような経済政策上の要請にこたえて、政府は、五十年予算の編成では歳入の増加をできるだけ抑制してありますが、他方、歳入面でも所得税の減税規模をある

程度小幅にとどめざるを得ず、その事情は十分理解できます。

今回の所得税法改正案では、中小所得者のために人的控除について若干の引き上げを行っていますが、昨年度の大減税の平年度化による減税額が相当に大きいことを考えますと、納税者の実質的な負担はかなり軽減されることとなります。

すなわち、夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限は、前年の百五十万円から百八十三万円に引き上げられることになり、その引き上げ率は物価上昇率見込みの約二倍であり、十分に物価調整の役割りを果たすものと見られます。

次に、障害者控除、老年者控除等の特別な人的控除につきましては、一般的な人的控除の倍額の四万円の引き上げを行っておりますが、これは去年に引き続く大幅な引き上げであり、福祉政策上の配慮を十分に盛り込んだものであります。さらに、医療費控除につきまして、その最高限度を引き上げ、足切り限度を引き下げて控除の適用範囲を大幅に広げておりますことは、医療費の支出が家計に及ぼす影響を排除するものとして高く評価されるものであります。

そのほか、退職所得の特別控除額の引き上げにより勤続三十年の場合の退職金の非課税限度を一千万円に引き上げていること、白色申告の場合の専従者控除を大幅に引き上げていること等いずれも妥当な措置であります。

次に、法人税法改正案におきましては、同族会社の留保金課税についてその定額控除額を一千五百万円に引き上げておりますが、この制度については毎年見直しを行い、今回もまた五割の引き上げを行っておりますことは、中小企業の内部留保の充実を図るものとしてきわめて重要な意義を有するのであります。すなわち、この改正により特別の課税を受ける者はわずかの数に限定され、課税を受ける場合でも、その大部分の法人に減税効果及ぶからであります。

また、法人税の確定申告書の提出期限について一カ月の延長を認める等の改正を行っております

が、これは改正商法の施行に伴い、会計監査人の審査を要する等の理由で決算の確定がおくれる法人にとりましてはぜひとも必要な事項であり、改正の内容も妥当なものであります。

最後に、租税特別措置法改正案について申し上げます。

社会的公正の是正という命題は、時代の要請であり、現内閣が政治的課題として取り上げているものであります。今回の改正案は、その見地から税制上の問題と真正面から取り組み、いろいろ難関にぶつかりながらもその解決を図っております。

すなわち、利子配当課税の改善、合理化を図り、源泉徴収税率を二五%から三〇%に引き上げておりますことは、総合課税が実際上困難である現在においては、きわめて適切かつ具体的な資産所得重課の方法であります。

また、土地の譲渡所得の分離比例課税制度を廃止し、そのまま本則に戻ることなく、それよりも重い四分の三総合課税制度等を採用しておりますことは、土地の譲渡益に対してきわめて厳しい姿勢を示すものであり、これによって悪評の高い土地成金の流出は根絶されるでございましょう。また、このような重課制度の実施によって公共用地の取得に支障を来すことがないようにするため、特別控除額の大幅な引き上げを行い、一年早く実施することにしてありますが、これらはきわめてきめの細かい配慮と言えるのであります。

なお、もう一つの不公平税制と目される社会保険診療報酬課税の特例につきましては、次回診療報酬改定と同時に実施するとされており、税法改正はもはや時間の問題と見られるのであります。さらに、農地の相続税について納税猶予制度を創設し、農業を継続する限り一定額の相続税の納税を猶予し、最終的には免除することとしておりますことは、懸案となっていた課題の解決を図るものであり、農業経営の維持というわが国の農業政策の基本に関連する画期的な改正事項と言えるのであります。

そのほか、既存の特別措置の整理合理化を図るとともに、福祉対策、住宅対策、中小企業対策、公害対策、資源対策等のため所要の改正を行っておりますことは、いずれも当を得た措置と認められます。

以上申し上げました理由により、三法律案に賛成する態度を表明して、私の討論を終わります。

(拍手)

○上村委員長 佐藤親樹君。

○佐藤(親)委員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題になりました政府提案にかかる租税三法律案に対して反対の討論を行うものであります。

政府は、今回の所得税法改正において、消費需要の抑制という理由と、昨年度の税制改正の平年度化による減税額が大きいという観点から、本年度の減税をわずかに二千三百九十億円としておりますが、これは全く理解のできないところであります。

過去二年来のインフレ、物価高の被害を受けているのは、一般勤労大衆や低所得層の人たちであります。このような人たちにあっては、昨年大幅なベースアップがあったとしても、依然として生活は苦しく、名目的な所得の上昇に伴う税負担は重いののであります。昨年、政府・自民党があれほど誇大に宣伝した二兆円減税が、狂乱物価のため色あせてしまった現在、その平年度化分で五十年年度の物価調整減税を賄おうというやり方は、いかにしても納得できないものであります。

われわれは、昨年度の減税効果は昨年度に帰属させるべきであり、本年に繰り越すべきでないと考えているものであります。本年度の改正による減税は、いわゆる物価調整所要額の半額にすぎず、まさに超ミニ減税と呼ばれても仕方のないものであります。今後、本年のベースアップが行われれば、国民の重税感はまだ一層増大するであります。このような事態の中で、われわれは、さきに提案されました五十年分所得税の臨時特例法案において、課税最低限二百八十万円を目途とし

て税額控除を行うこととしておりますが、これは、現在の低所得層の生活実態を深く見きわめ、生活費非課税の原則の上に立て、国民の生活を守ろうとするものであり、これこそが勤労大衆の要望している税法改正案であります。

次に、法人税法関係におきましては、長年懸案となっており、法人企業課税の基本的なあり方の確立と、それによる現行税制の見直しについて、政府が全く手をつけていないのはきわめて怠慢と言ふべきであります。今回の政府改正案は、同族会社の留保所得課税の軽減のみを取り上げておりますが、これは今回で四年連続して行っている改正事項であり、中小法人の名目所得の増加に伴う物価調整的な意味を持つものにはすぎず、とても本格的な中小企業対策と言へるものではありません。

法人税につきましては、現在百万を超える会社の中で、大、中、小の規模に応じて、その担税力に大きな差がありますから、その所得区分に応じて超過累進的な課税を行うことが適正な税制と言えるのであります。また、大企業に有利な受取配当の益金不算入制度や、特別措置により大企業の減税にのみ役立つ支払い配当課税制度は、負担の公平の見地から速やかに廃止されるべきものであります。

次に、租税特別措置法改正案につきましては、いわゆる三大不正税制の是正が国民的な要請であるにもかかわらず、その解決の仕方がきわめて不徹底であります。

第一に、医師の社会保険診療報酬課税の特例につきましても、昨年十月税制調査会が改善の方向を示して積極的な解決を図るべきことを答申し、さらに同十二月に具体的な改善策を定めて、五十年改正では是非とも是正すべきであると答申しているにもかかわらず、政府はこれを実行していないのであります。これは非常に長い年月にわたる懸案事項であり、当委員会でも何度も議論を重ねてまいりました。税制調査会もしばしば改善方を答申しております。五万の税務職員は、納税者か

らその不公平性を指摘されて泣いてまいりました。これを除外して何のための税制改正かと言いたいのであります。三木内閣は、その金看板である社会的公正の是正の面目にかけて、速やかに改正を行ふべきであります。

第二に、利子配当課税の特例につきましては、源泉徴収税率を五％上げただけで、これをさらに五年間も存続せよとしております。この特例が資産所得優遇の税制であり、総合課税という所得税の原則に反することは明らかでありますから、当然この時期に廃止すべきものであります。それを政府は、無記名預金とか架空預金が現存するという税務執行上の所得総合の難点を挙げて制度の存続を図っておりますが、架空預金などは本来脱税の隠れみのであり、これが横行するのは金融機関や証券業者の営業姿勢にも一半の責任があるのであります。それを正さずして、その前提のもとに制度を考えるのは、不正の上に不正を積み重ねるようなものであります。税制調査会の答申にも述べておりますが、五年間という長い検討期間を置くことなく、速やかに廃止に踏み切るよう政府に強く要求するものであります。

第三に、土地の譲渡所得課税の特例につきましては、改正案は相当に厳しい線を出しており、一応の評価をするものであります。土地の譲渡益は、近年の異常な土地の値上がりによるものであり、これを吸収することは所得再配分の見地からぜひとも必要なことであります。この意味で、高額の譲渡益につきましても、政府案の四分の三総合ではまだまだ手ぬるく、四分の四総合が望ましいと考える次第であります。

次に、農地の相続税の納税猶予制度の創設であります。わが党が前から主張してきた懸案の実現でありますから、評価を惜しむものではないと断言いたします。しかしながら、この制度の基本となる農業投資価格の意義が不明確であり、適用要件である農業継続年数にもいささか問題がありますので、税務執行の段階で十分の配慮が望ましいのであります。

最後に、公害対策としての低公害自動車に対する物品税の軽減であります。排出ガス規制基準の決め方に問題がある上に、今回の措置は、前回の特例の踏襲であり、公害対策としての何らの前進もなく、いかになまぬるいものであります。この際、基準に合わないものは高公害車として重税を課すべきであると考えます。

以上申し上げた理由から、今回の税制改正案全体を通じて、高度成長型税制から生活優先型税制への転換が見られず、断ぜざるを得ないのであり、かかる観点により、政府提案に係る三法律案に反対して、私の討論を終わります。(拍手)

○上村委員長 増本一彦君。

○増本委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の租税三法各改正案について、反対の立場を表明して討論をいたします。

今日、国民生活は、インフレと不況の同時進行という未曾有の困難な状態にあり、この二重の打撃のために、急増する失業と倒産などきわめて深刻な事態であります。この危機を乗り切るためには、これまでどおりの経済政策の重要な柱の一つである租税政策についても、大企業本位の姿勢を改め、真に国民本位の税制の仕組みに転換させることが緊急の課題であり、このことを国民は強く要求しているものであります。

しかし、政府提案の租税三法各改正案は、依然として大企業と高額所得者優遇の税制を維持しているのは強化して、国民の期待に背を向けたものになっているのであります。

まず、所得税法改正案について申しますと、政府案では、昨年課税されなかった人で、独身者の場合四％の賃上げ、標準世帯四大家族の場合には二％の賃上げであれば課税されることとなり、さらに二〇％の賃上げがあった場合、四大家族で昨年の収入が二百万円の人には二万円、二百五十万円の人には三万円、納税人口は雇用者の伸びを差し引いても約百三十万人以上の増加が見込まれ

ており、大衆課税が一層強化されているのであります。また、政府案によりすると、減税額は二千三百九十億円にすぎず、五十年度一般会計のうちの所得税の自然増収額二兆八百五十億円のわずか一・九％にしかならないのであります。このことは昨年の所得税改正で給与所得控除の上限を取り払い、累進税率を緩和し、高額所得者の税負担を著しく軽減したこととあわせて見るならば、自民党政府が推し進めている高福祉高負担路線の高負担自身が、勤労者、国民だけの犠牲で実現されようとしていることが一層明白になるものであります。

このような改正案ではなく、わが党は予算全体につき生活防衛とつり合いのとれた日本の経済発展のための歳出増加と、大企業に対する特権的減免の改廃や軍事費の大幅削減など歳入増加を詳細に検討し、昭和五十年年度予算を国民本位のものに切りかえるための財源措置を現実検討した中で、四大家族の課税最低限を二百五十万円にすることを強く要求したのであります。この点を重視することこそ、真に国民の要求にこたえる道であり、この点から見れば、政府案は改正の名に値しないものと言わなければなりません。

次に、法人税法の改正案についてであります。政府案は、全体として大企業優遇の仕組みを何ら変えることなく、監査の強化を表向きの理由にしたが、実際は大企業の利益隠しや利益操作を制度的に合理化するさきの商法改正に沿って、法人税法上中間配当や納期限の延長を認め、一層大企業に有利な法人税法とするものであり、とうてい容認できるものではありません。

さらに、租税特別措置法改正案についてあります。第一に、利子配当所得の優遇措置についてであります。この制度は、税制調査会で不公平税制であり、総合課税への復帰の努力をすべきことが指摘されてからすでに久しいにもかかわらず、全くその努力を放棄したまま、本年に至ってもなお、技術的な問題を理由に、若干の税率引き

上げがなされただけで世論の批判をかわし、この優遇措置をさらに五年間も延長しようとしていることは、絶対に認められないものであります。

第二に、大企業に対する特権的減免税をほとんどそのまま残し、省エネルギー設備について初年度三分の一の特別償却制度を創設するなど、新たに資源対策の名目で平等互恵の立場を無視した海外進出を優遇する措置を拡大するなど、大企業に対する優遇税制が一層強化されていることあります。

最後に、農地の相続税についてであります。かねてから農民から強い要求があり、相続に当たって農地を売却しなければ納税できない事態は絶対に避けなければなりません。農業発展のためにも、農地の評価についてわが党は農業収益を基本とすることを主張するものであります。政府案は、たとえば二〇〇条項のごとく、なお相続税と譲渡所得税を二重に支払わなければならない条項を含んでいるなど、このことは、農家経営に重大な影響を与えるものであり、農民の要求に沿わない面があります。

以上の点を強く指摘し、政府提出租税三法案について反対の態度を表明して、討論を終わります。(拍手)

○上村委員長 坂口力君。

○坂口委員 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました政府提案の租税三法案に反対の討論をいたします。

政府は、昭和五十年年度税制改正に対する政府の基本的姿勢として、当面する政治の最重要課題は、社会的公正の是正にあることは論をまたないといふ公約しているものであります。

政府が真に公約した社会的公正の是正を図る決意があるならば、その最も効果的な方法は、税制が本来持っている所得再分配機能からいって、高度経済成長を至上政策とした中で体系化された大企業や有資産者を優先する不公平税制を根本的に改革し、生活を優先する公平な税制の確立を行うべきであります。

しかるに、政府提案の租税三法案は、社会的公正を是正するどころか、逆に不正を拡大するものであり、このような税制改正に対する政府の基本的姿勢は、国民に対する背信的行為であり、断じて容認するわけにはいきません。

次に、所得税についてであります。現在、国民生活は、インフレ、物価高、加えて不況の直撃を受け、生活が破綻されるという危機に直面しております。

こうした社会、経済状況下で、五十年年度の所得減税をわずかに二億円程度の超ミニ減税にとどめたことは、国民の納得するところではありません。しかも、毎年行われてきた物価調整減税すら行わず、逆に大衆増税を図っているものであります。

その他、所得税については、自然増収に対する所得税の減税割合が一・九%と過去十年間で最も低く抑えられているのであります。加えて、政府が福祉税制の目玉とした障害者控除などは、二万円とか四万円とかいうわずかの控除額であり、税制改正の目玉などとはいえないものであります。

以上の理由から、政府の所得税改正案に反対し、課税最低限を二百八十万円に引き上げ、高額所得者に対する課税強化を行うべきであります。

次に、法人税についてであります。政府は、四十九年度の法人税改正でベターとしておりますが、その政府の法人税に対する認識は、国民が大企業に対する社会的責任を求めている現状を、全く無視しているものと言わざるを得ません。

税の公平化が求められている今日、大企業に対して、配当軽減、受取配当の益金不算入、各種引当金、準備金等の優遇措置を温存しようとすることは、税の公平化に逆行するものであります。

したがって、法人税については、税の公平化を図るために、日本社会党及び公明党が主張する軽減税率の適用区分を一千万円に拡大し、果進税率を導入し、しかも配当軽減措置の撤廃、受取配当

の全額益金算入等を行うべきであります。最後に、租税特別措置についてであります。福祉社会への移行が叫ばれているとき、不公平税制の根本原因となっている租税特別措置を改廃し、総合課税方式をとるべきであります。

しかるに、政府は、期間の延長や、微調整にどめ、租税特別措置を最も利用する大企業の税負担を軽くし、利用できない中小零細企業には、全く税の軽減にならないという税負担の割合の逆進の状態を改めようとせず、従来からの大企業優遇策を堅持したことは、断じて容認することはできません。

以上述べました理由により、政府提案の租税三法案に反対する要旨を述べ、私の討論を終わります。(拍手)

○上村委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私は、民社党を代表いたしました。ただいま議題となりました政府提案に係る租税三法の各一部改正法律案に対して反対の討論を行うものであります。

昨年来の物価高とスランプレーションの中にあって、国民生活は非常に厳しさを加えておりますが、今回の租税改正は、これらの多くの国民の要請に必ずしもこたえているとは言いがたいのであります。

まず、所得税法の改正については、人的諸控除の引き上げ、退職所得の特別控除の引き上げ、白色申告者の専従者控除の引き上げ、医療費控除の拡充、山林所得等の特別控除の引き上げ等所得税負担の軽減を図ろうとする努力は、事務的には一応評価するものであります。これらの所得税の減税額は二千四百八十億円でありまして、これを昨年度の減税額に比べると余りにも格差があり、均等と整合性に欠けるものと言わざるを得ないのであります。

税額控除方式によるインフレ弱者の救済と所得の再分配が絶対に必要であります。インフレによって富める者はますます富み、貧しい者はますます貧困に陥っている現在の社会情勢に対して、不公平は正の姿勢がはなはだ欠けて

ていると思われることは遺憾であります。私どもが熱心に要望している富裕税の創設についても、政府はきわめて消極的で、税制調査会の審議に諮ることさえもしようとならないその態度は、全く理解できないのであります。

次に、法人税法の改正につきましては、同族会社の留保所得課税についての定額控除額を現行の一千万円から一千五百万円に引き上げた程度でお茶を濁し、多段階税制の導入や法人の支払い配当軽減制度や受取配当の益金不算入制度等大企業に有利な法人税制の改正問題については、今回も何ら検討の跡や前進が見られず、これを避けて通った感があるのであります。

さらに、租税特別措置法の改正につきましては、三大不正税制と言われる利子配当課税と土地譲渡所得課税については、その改善、合理化に一步を進めたことも事実でありますけれども、社会保険診療報酬課税の特別措置についてはこれを見送っております。その他、既存の租税特別措置の整理、合理化もきわめて不十分であります。

また、法人の支出する交際費等につきましても、一兆数千億円にも及ぶその支出額は過大に過ぎるので、もっと交際費課税の強化を図るべきであつたと思われま。

以上の理由によりまして、今回政府提出に係る租税三法案はきわめて不十分なものとしてこれに對して反対の意向を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○上村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○上村委員長 これより順次採決に入ります。まず、所得税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○上村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○上村委員長 ただいま議決いたしました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して村山達雄君外四名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。山田壯目君。

○山田(壯)委員 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して簡単に御説明申し上げます。

この決議案は、今後において中小所得者の所得税負担を軽減し、また法人税の基本的あり方を検討することの必要性を認め、医師課税の特例の合理化、税務職員の処遇改善等とともに、政府の十分な努力を要請するものであります。

個々の事項の趣旨につきましては、法案の審査の中で明らかにされており、大要は案文で尽きているものと考えられますので、案文朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

一、政府は、今後においても、所得、物価水準の推移等に即応し中小所得者を中心とする所得税負担の軽減合理化(配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ等を含む)に努力すべきである。

二、通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情の推移に応じ、適宜見直しを行うべきである。

三、深夜労働に伴う割増賃金については、一定の非課税限度を設けることは是非について検討すべきである。

四、法人の受取配当益金不算入制度及び支払配当課税制度等法人課税の基本的あり方や利子配当課税の総合課税の方向について今後さらに検討を進めるべきである。

五、社会保険診療報酬課税の特例については、その合理化について早期に実現を図るべきである。

六、交際費の支出が社会に与える影響にかえり、課税の強化措置につきさらに検討すべきである。

七、社会福祉充実の見地から、住宅、年金及び高公害車等に関する課税の合理化を検討すべきである。

八、医療費控除のいわゆる足切り限度額については、そのあり方につきさらに検討すべきである。

一、政府は、変動する納税環境の下において、複雑、困難で、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯にかんがみ今後ともその処遇の改善に一層配慮すべきである。

以上であります。

何とぞ満場一致の御賛同をいただきたく、お願い申し上げます。

○上村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。大平大蔵大臣。

○大平国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして御趣旨に沿って十分配慮いたします。

○上村委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○上村委員長 次回は、来る二十五日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十分散会

昭和五十年四月八日印刷

昭和五十年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

第七十五回国会 大蔵 委員 会 議 録 第二十号 (その二)

[本号(その二)参照]

昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律案

昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律

(老齢者等の定義の特例)

第一条 昭和五十年分の所得税についての所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条の規定の適用については、同条第一項第三十号中「五百万円」とあるのは「千万円」と、同項第三十一号中「三百万円」とあるのは「六百万円」と、同項第三十二号中「四十万円」とあるのは「七十万円」と、同項第三十三号中「二十万円」とあるのは「五十万円」と、同号ハ中「十万円」とあるのは「二十五万円」とする。

(給与所得控除額の特例)

第二条 昭和五十年分の所得税についての所得税法第二十八條第三項の規定の適用については、同項第四号中「合計額」とあるのは「合計額(当該合計額が百九十万円を超える場合には、百九十万円)」とする。

(所得税の額の特例)

第三条 居住者(所得税法第二條第一項第三号に規定する居住者をいい、非居住者(同項第五号に規定する非居住者をいう。))のうち、昭和五十年分の所得税につき同法第三編第二章第二節の規定の適用を受けるものを含む。次項及び次条において同じ。で、同年分の同法第八十九條第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下「合計課税所得金額」という。))が千万円以下であるもの(主たる所得者(同法第九十六條第三号に規定する主たる所得者をいう。以下同じ。))については同法第九十八條第一項第一号に規定する課税総所得

第一類第五号

大蔵委員会議録第二十号(その二)

昭和五十年三月二十日

金額と同法第八十九條第二項に規定する課税退職所得金額及び課税山林所得金額との合計額が千万円以下であるものとし、合算対象世帯員(同法第九十六條第四号に規定する合算対象世帯員をいう。以下同じ。))については同法第九十八條第二項第二号ロに規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額が千万円以下であるものとする。に對する同年分の所得税についての同法第八十九條又は第九十六條の規定の適用については、同法第九十八條第一項第一号中「合計額」とあるのは、「合計額から三万円(居住者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合)又はその控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万五千円を加算して得た金額」とし、当該合計額が三万円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該合計額とする。を控除した金額」とする。

2

居住者で、昭和五十年分の合計課税所得金額が千万円を超えるもの(主たる所得者については所得税法第九十八條第一項第一号に規定する課税総所得金額と同法第八十九條第二項に規定する課税退職所得金額及び課税山林所得金額との合計額が千万円を超えるものとし、合算対象世帯員については同法第九十八條第二項第二号ロに規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額が千万円を超えるものとする。に對する同年分の所得税についての同法第八十九條又は第九十六條の規定の適用については、同法第九十八條第一項中「合計額」とあるのは、「合計額に、当該合計額のうち、当該合計課税所得金額のうち千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額の十分の一に相当する金額を加算した金額」とする。

(予定納税基準額の計算の特例)

第四条 居住者(昭和四十九年分の合計課税所得金額が千万円を超える者及び次条の規定の適用を受ける者を除く。に對する昭和五十年分の所得税についての所得税法第四條(同法第六十六條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、同法第四條第一項各号列記以外の部分中「控除した金額」とあるのは、「控除して得た金額から三万円(居住者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合)又はその控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万五千円を加算して得た金額」とし、当該控除して得た金額が三万円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該控除して得た金額とする。を控除した金額」とする。

(給与等に係る徴収税額の特例)

第五条 居住者(所得税法第二條第一項第三号に規定する居住者をいい、昭和四十九年分の合計課税所得金額が千万円を超える者を除く。に對し昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払うべき給与等(同法第八十三條第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。))に對する同法第八十五條及び第九十六條の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第八十五條第一項第一号イからニまで並びに第八十六條第一項第一号ロ及び第二項第一号中「掲げる税額」とあるのは、「掲げる税額から二千三百十円(当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族(二以上の)に給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第九十四條第一項第五号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族。以下この号において同じ。))の記載がある場合には当該記載に係る控除対象配偶者又は扶養親族一人につき千六百十円を加算して得た金額とし、当該

該掲げる税額が二千三百十円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該掲げる税額を控除した金額とする。

二 所得税法第八十五條第一項第一号ホ及びヘ中掲げる税額」とあるのは、「掲げる税額から七十七円(当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族(二以上の)に給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第九十四條第一項第五号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族。以下この号において同じ。))の記載がある場合には当該記載に係る控除対象配偶者又は扶養親族一人につき四十円を加算して得た金額とし、当該掲げる税額が七十七円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該掲げる税額を控除した金額」とする。

三 所得税法第八十五條第一項第三号中「掲げる税額」とあるのは、「掲げる税額から三百七十九円(当該掲げる税額が三百七十九円に満たない場合には、当該掲げる税額)を控除した金額」とする。

(年末調整の特例)

第六条 昭和五十年中に支払うべき給与等に対する所得税法第九十條の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「第二号に掲げる税額」とあるのは「第二号に掲げる税額」と、同条第二号中「掲げる税額」とあるのは「掲げる税額から三万円(居住者が控除対象配偶者又は扶養親族(二以上の)に給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第九十四條第一項第五号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族。以下この号において同じ。))を有する場合)又はその控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万五千円を加算して得た金額とし、当該掲げる税額が三万円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該

ける税額とする。を控除した金額」とする。

(賞与に対する源泉徴収税額の算出率の特例)

第七号 昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払うべき所得税法第百八十六条に規定する賞与に対する同法別表第六の表の適用については、同表の賞与の金額に乘すべき率の欄中「246 81012 141618 202224 262830」とあるのは、「000 147 101316 192123 252729」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(年末調整に関する経過措置)

第二条 第六条の規定は、昭和五十年中に支払うべき給与等その最後に支払をする日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である場合について適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第三条 施行日前に昭和五十年分の所得税につき所得税法第百二十七条(同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和五十一年三月三十一日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、所得税法第百五十九条第二項(同法第百六十八条において準用する場合を含む。)

む。の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項の規定による充当(以下「充当」という。)をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

理由

最近における物価高騰下の国民生活の実情と租税負担の現状にかんがみ、昭和五十年分の所得税について、中小所得者に対する世帯構成に応じた税額控除方式による減税、高額所得者に対する上積税額の引上げ、給与所得控除の最高限度額の設定等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、増収約千四百億円、減収約九千八百五十億円の見込みである。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第五号を次のように改める。

五 給与所得を有する者で通勤するものの受ける給与のうち、その通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために必要な額で、その者の通勤に係る運賃、費用、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものに相当する部分として政令で定めるもの

第九条第一項第六号の次に次の一号を加える。
六の二 給与所得を有する者の受ける給与のうち

ち、夜勤手当(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十八条(夜勤手当)に規定する夜勤手当をいう。)及びこれに類する給与で政令で定めるもの(それらの勤務一時間当たりの額が、政令で定めるところにより通常の勤務一時間当たりの給与額として計算した額の百分の二十五を超える場合においては、その超える額の合計額に相当する部分を除く。)

削除

第九条第一項第十一号を次のように改める。

削除

第十三条第二項第三号から第七号までを削る。

第十三条第一項ただし書中「法人税法」の下に「昭和四十年法律第三十四号」を加える。

第二十四条第二項中「第九條第一項第十一号イ又はロ(有価証券の継続的取引等に係る所得)」を「次の各号」に改め、同項に次の二号を加える。

一 継続して有価証券を売買することによる所得として政令で定めるもの

二 相当数買い集めた同一銘柄の有価証券を、その所有者である地位を利用して、その発行法人若しくはその特殊関係者で政令で定めるものに對し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより売却することによる所得として政令で定めるもの

第二十五条第三項中「第一号から第三号までに掲げる金銭その他の資産の交付が二回以上にわたつて行なわれた場合における同項に規定することによる部分の金額の計算の方法その他同項」を削る。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(譲渡所得の金額とみなす金額)

第三十三条の二 次に掲げる金額は、この法律の規定の適用については、前条第三項に規定する譲渡所得の金額とみなす。

一 証券投資信託の終了又は証券投資信託の一

部の解約によりその証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額(オープン型の証券投資信託については、当該金額のうち第九條第一項第十二号(オープン型の証券投資信託の収益の分配に係る非課税所得)に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額)のうち当該受益証券に係る部分の金額のうちいづれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

二 法人の法人税法第二十四条(定義)に規定する株主等(以下この条において「株主等」という。)がその法人の資本若しくは出資の減少、株式の消却又はその法人からの退社若しくは脱退により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその法人の同法第二十六条に規定する資本等の金額(以下この条において「資本等の金額」という。)のうちその交付の基因となつた株式(出資を含む。以下この条において同じ。)に係る部分の金額のうちいづれか低い金額が当該株式の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

三 内国法人(法人税法第二十六条に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。)の株主等がその内国法人の解散により残余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額のうちいづれか低い金額が当該株式の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

四 内国法人の株主等がその内国法人の合併により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額のうちいづれか低い金額が当該株式の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

五 内国法人の株主等がその内国法人の合併により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額のうちいづれか低い金額が当該株式の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

る部分の金額のうちいづれか低い金額が当該株式の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(配当等の額とみなす金額及び譲渡所得の金額とみなす金額の計算方法)

第三十三条の三 前条第一項第一号に規定する金額又は同項第二号及び第三号に規定する金額若しくは金銭以外の資産の支払又は交付が二回以上に行われた場合における第二十五条第一項(配当等の額とみなす金額)に規定する超える部分の金額及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる超える部分の金額の計算の方法に關し必要な事項は、政令で定める。

(労働組合費控除)

第七十七條の二 居住者が、各年において、労働組合費を支出した場合には、その支出した金額を、その年のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 前項に規定する労働組合費とは、居住者が、その加入する労働組合、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百八条の二(職員団体)の規定に基づく国家公務員の団体又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条(職員団体)の規定に基づく地方公務員の団体(以下「労働組合等」という。)に対して支出する金額で、労働組合等の通常の業務の運営に要する経常的な費用に充てられるためのものに相当する部分として政令で定めるものをいう。

3 第一項の規定による控除は、労働組合費控除という。

第七十八條の次に次の一条を加える。

(寒冷地控除)

第七十八條の二 居住者が、各年において、政令で定める期間、北海道その他寒冷の地域で政令で定めるもの(以下「寒冷地」という。)に居住している場合には、寒冷地に居住することに基

して通常特別に支出する必要があると認められるものとして、居住者が居住する地域ごとに、かつ、居住者が世帯主であるかどうか、居住者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無、扶養親族の数のその他の事項に応じて政令で定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 居住者が、各年において、前項の政令で定める期間内に、寒冷地以外の地域から寒冷地に異動した場合、寒冷地から寒冷地以外の地域に異動した場合又は寒冷地内において同項の政令で定める金額の異なる地域に異動した場合には、同項の政令で定める金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

3 前二項の規定による控除は、寒冷地控除という。

第八十七條第一項中「損害保険料控除」の下に「労働組合費控除」を、「寄付金控除」の下に「寒冷地控除」を加える。

第九十二條から第九十四條までを次のように改める。

第九十二條から第九十四條まで 削除

第九十五條第一項中「第八十九條から第九十二條まで(税率及び配当控除)」を「前節(税率)」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第一項から第三項までの規定による控除をするべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。

第九十八條第一項第一号中「及び第九十二條(配当控除)」を削り、同条第三項中「第八十九條から第九十二條まで(税率及び配当控除)」を「前節(税率)」に改め、同条第四項第二号中「損害保険料控除」の下に、「労働組合費控除」を、「損害保険料」の下に、「労働組合費」を加え、同条の次に次の一号を加える。

二の二 寒冷地控除に關する規定の適用について

では、控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない合算対象世帯員に係る第七十八條の二第二項(寒冷地控除)の政令で定める金額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額は、主たる所得者に係る当該政令で定める金額又は当該政令で定めるところにより計算した金額とみなす。

第九十八條第四項第三号中「前二號」を「前三號」に、「又はその合算対象世帯員が支払ひ若しくは支出した前号」を、「その合算対象世帯員が支払ひ若しくは支出した第二號」に改め、「損害保険料」の下に「労働組合費」を、「特定寄付金」の下に「又は控除対象配偶者若しくは扶養親族に該当しない合算対象世帯員に係る前号に規定する政令で定める金額若しくは政令で定めるところにより計算した金額」を加え、「又は寄付金控除」を、「労働組合費控除、寄付金控除又は寒冷地控除」に改める。

第百一条中、「第九十八條第一項第一号(合算対象世帯員がある場合の税額の計算)」に規定する合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合における同項及び同条第二項に規定する所得税の額の計算並びにこれらの規定を、並びに同項並びに第九十八條第一項及び第二項(合算対象世帯員がある場合の税額の計算)の規定に改める。

第百二十條第一項各号列記以外の部分中「場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七條第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後、金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九條(税率)及び第九十一條(簡易税額表)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額をこえるときは」を「場合には」に改め、同条第三項第一号中「又は寄付金控除」を、「労働組合費控除、寄付金控除又は寒冷地控除」に改める。

第百二十一條第一項第二号ロ中「損害保険料控除の額」の下に、「労働組合費控除の額、寒冷地控除の額」を加える。

第百九十九條第二号中「ハ」とし、ハをホとし、同号ロ中「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に、「支払」を「支払等」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ハ その年中に支出した第七十七條の二第二項(労働組合費)に規定する労働組合費の金額(その居住者がその年において提出した給与所得者の寒冷地控除申告書に記載され、かつ、第百九十六條の二第二項(寒冷地控除を受けることができないことを証する書類の提出等)に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。)につき第七十七條の二の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

ニ 第七十八條の二第一項又は第二項(寒冷地控除)に規定する金額(その居住者がその年において提出した給与所得者の寒冷地控除申告書に記載され、かつ、第百九十六條の二第二項(寒冷地控除を受けることができないことを証する書類の提出等)に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。)につき第七十八條の二の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

第百九十六條の見出し中「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「又は損害保険料」を、「損害保険料又は労働組合費」に、「主たる給与等の支払者」を「主たる給与等の支払者、次条第一項において同じ。」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 その年中に支出した第七十七條の二第二項(労働組合費)に規定する労働組合費の金額につき同条の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

第百九十六條第二項中「又は損害保険料の金額」を「若しくは損害保険料の金額又は同項第三号の二に規定する労働組合費の金額」に改め、「支払」の下に「又は支出」を加え、同条第三項中「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に改め、

同条の次に次の一条を加える。

(給与所得者の寒冷地控除申告書)

第百九十六條の二 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十九條(年末調整)に規定する過不足の額の計算上、同条第二号に規定する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七條源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 第七十八條の二第一項又は第二項(寒冷地控除)に規定する金額につき同条の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

三 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において同項第二号に規定する金額につき、その控除を受けることができる旨を証する書類を提出し又は提示しなければならない。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の寒冷地控除申告書という。

第百九十七條各号列記以外の部分中「前三條を「前四條に改める。
第百九十八條中「第百九十六條を「第百九十六條の二に改める。

別表第一中「別表第一 公共法人等の表」を「別表第一 公共法人等の表(第四條、第十一條関係)」に改め、同表第一号の表の国家公務員の団体(法人であるものに限る。)の項中「昭和二十二年法律第百二十号」を削る。

別表第一第一号の表の地方公務員の団体(法人であるものに限る。)の項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削る。
別表第七中「運輸課長 中央運輸課の並びに各中

運輸課の運輸課長を運輸課長と改め、中央運輸課の並びに各中運輸課長を運輸課長と改め、同表の備考(一)中「運輸課長を運輸課長と改め、同表の備考(一)中」の次に次のように加える。

⑤ 運輸課長を運輸課長と改め、同表の備考(一)中「運輸課長を運輸課長と改め、同表の備考(一)中」の次に次のように加える。
⑥ 運輸課長を運輸課長と改め、同表の備考(一)中「運輸課長を運輸課長と改め、同表の備考(一)中」の次に次のように加える。
⑦ 運輸課長を運輸課長と改め、同表の備考(一)中「運輸課長を運輸課長と改め、同表の備考(一)中」の次に次のように加える。
⑧ 運輸課長を運輸課長と改め、同表の備考(一)中「運輸課長を運輸課長と改め、同表の備考(一)中」の次に次のように加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十年分以後の所得税について適用し、昭和四十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(通勤に必要な額に相当する給与部分の非課税に関する経過措置)

第三条 新法第九條第一項第五号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けるべき給与に係る同号に規定する部分について適用し、同日前に受けるべき給与に係る当該部分については、なお従前の例による。

(夜勤手当の非課税に関する経過措置)

第四条 新法第九條第一項第六号の二の規定は、施行日以後に受けるべき同号に掲げる夜勤手当及びこれに類する給与で政令で定めるものについて適用し、同日前に受けるべき当該夜勤手当及びこれに類する給与で政令で定めるものについては、なお従前の例による。

第五条 施行日前における改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第九條第一項第十一号に掲げる有価証券の譲渡による所得については、なお従前の例による。

2 施行日前に支払われた旧法第九條第一項第十三号に掲げる金額及び施行日前に交付を受けた同項第十四号から第十六号までに掲げる金額その他の資産については、なお従前の例による。

(労働組合費控除に関する経過措置)

第六条 新法第七十七條の二の規定は、施行日前に支出すべき同条第二項に規定する労働組合費については適用しない。

(配当控除の廃止に関する経過措置)

第七条 施行日前に支払を受けるべき旧法第九十二條第一項に規定する利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(年末調整に関する経過措置)

第八条 新法第九十條の規定及び新法別表第七は、昭和五十年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第九条 施行日前に昭和五十年分の所得税につき旧法第九十七條(旧法第九十六條)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五條の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和五十一年三月三十一日までに、税務署長に對し、国税通則法第二十三條第一項の更正の請求をすることができる。

同項に規定する課税長期譲渡所得金額に係る所得税額」と、同法第九十五条を「同条」に改める。

第四十一条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による控除をすべき金額は、所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する課税山林所得金額に係る所得税額又は同項に規定する課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除をすべき金額がその年分の所得税額を超えるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

第四十一条の二第四項第二号中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の二第一項（年末調整に係る住宅取得控除）の規定により控除される金額との合計額」と「こえる場合には」とあるのは、「超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）及び第九十一条（簡易税額表）の規定を適用して計算した場合の所得税額の合計額が租税特別措置法第四十一条の二第一項（年末調整に係る住宅取得控除）の規定により控除される金額を超えるときは」と改める。

第四十一条の四第一項各号列記以外の部分中「第九十二条第一項」を「第二編第三章第一節」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第四十一条第三項の規定は、住宅貯蓄控除をすべき金額について準用する。

第四十一条の五第四項第二号中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の五第一項（年末調整に係る住宅貯蓄控除）に規定する住宅貯蓄年末調整控除額との合計額」と「こえる場合には」とあるのは、

「超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）及び第九十一条（簡易税額表）の規定を適用して計算した場合の所得税額の合計額が租税特別措置法第四十一条の五第一項（年末調整に係る住宅貯蓄控除）に規定する住宅貯蓄年末調整控除額を超えるときは」と改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 附則第七條の規定によりなおその効力を有する旧法第九十二条第一項に規定する利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、前条の規定による改正前の租税特別措置法の規定は、なおその効力を有する。

理由

最近における国民生活の実情と所得税負担の現状にかんがみ、かつ、現行の所得税制度を是正する見地から、給与所得者の通勤手当の非課税限度の撤廃並びに夜勤手当の非課税制度、労働組合費の控除制度及び寒冷地控除制度の創設によりその負担の軽減を図るとともに、有価証券の譲渡等による所得の非課税制度及び配当控除制度の廃止により税制における負担の公平化の推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「受取配当等」を「削除」に改める。

第二条第十八号イ②中「第二十三条（受取配当等の益金不算入）」を削る。

第二編第一章第一節第三款第一目を次のように

改める。

第一目 削除

第二十三条及び第二十四条 削除

第三十七条第二項を次のように改める。

2 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（前項の規定の適用を受けた寄附金の額を除く。第六項において同じ。）の合計額が、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に掲げる金額（以下この条において「損金算入限度額」という。）を超えるときは、その超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等（次号に掲げるものを除く。）次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額

イ 当該事業年度終了の時ににおける資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数（月数）を乗じて計算した金額の千分の一に相当する金額

ロ 当該事業年度の所得の金額の百分の一に相当する金額

二 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本の金額又は出資金額を有しないもの、当該事業年度の所得の金額の百分の一に相当する金額

三 公益法人等 当該事業年度の所得の金額の百分の三十（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条（定義）に規定する学校法人又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條（定義）に規定する社会福祉法人については、百分の五十）に相当する金額

第三十七條第九項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項及び第六項を四項ずつ繰り下げ、同条第四項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 次に掲げる内国法人で退職給付その他の長期給付の事業を行うものが、各事業年度において、その長期給付の事業から融通を受けた資金の利子として収益事業から長期給付の事業に繰入れをした場合において、その繰り入れた金額（その金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額）が当該事業年度の第二項第三号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額に相当する金額とする。

一 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
二 地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方団体関係団体職員共済組合
三 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合
四 私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合

第三十七條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前項各号に規定する所得の金額は、第二十八條（法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入）、第四十條（法人税額から控除する所得税額の損益不算入）、第四十一條（法人税額から控除する外国税額の損益不算入）及び第五十七條から第五十九條まで（繰越欠損金の損益算入）の規定その他政令で定める法人税に関する法律の規定を適用しないで計算した場合における所得の金額とする。

4 第二項各号に規定する所得の金額は、内国法人が当該事業年度において損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により価格変動準備金、公害防止準備金又は株式売買損失準備金として積み立てた金額があるときは当該積み立てた金額の全額を損金の額に算入するものとし、内国法人が当該事業年度において

支出した第九項に規定する寄附金の額の金額は損金の額に算入しないものとして計算するものとする。

5 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てて計算する。

第三十九条の見出し中「損金不算入等」を「損金不算入」に改め、同条第一項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第五十二条第一項を次のように改める。

内国法人が、その有する売却金、貸付金その他これらに準ずる債権（これらの債権のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「貸金」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該事業年度終了の時点における貸金の帳簿価額の合計額に、その内国法人の営む主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。） 千分の二十（割賦販売法昭和三十六年法律第五十九号）第二十一条（定義）に規定する割賦販売の方法による小売を主たる事業とする内国法人については、千分の二十（五）

二 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修繕業を含む。） 千分の十五

三 金融及び保険業 千分の五

四 前三号に掲げる事業以外の事業 千分の十

五 第六十六条第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当

該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 一億円以下の金額 百分の三十七

二 一億円を超え、年十億円以下の金額 百分の四十二

三 年十億円を超える金額 百分の四十七

第六十六條第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中」「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中「に改める。」

第六十七條第二項第二号を次のように改める。

二 削除

第九十三條第二項第二号を次のように改める。

二 削除

第九十九條第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 五億円以下の金額 百分の三十七

二 五億円を超える金額 百分の四十一

第九十二條第一項第三号中「あるときは、」の下に「前号に掲げる法人税の額のうち、」を加え、「に百分の四十（協同組合等については、百分の二十三）を乗じて」を「に係る法人税の額として政令で定めるところにより」に改める。

第九十五條第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 五億円以下の金額 百分の三十七

二 五億円を超える金額 百分の四十一

第九十三條第三項を次のように改める。

外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 一億円以下の金額 百分の三十七

二 一億円を超え、年十億円以下の金額 百分の四十二

三 年十億円を超える金額 百分の四十七

第九十四條第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中」「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中「に改める。」

別表第二中「別表第二 公益法人等の表」を「別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係）」に改め、同表第一号の表の学校法人の項中（昭和二十四年法律第二百七十七号）を削り、同表同号の表の社会福祉法人の項中（昭和二十六年法律第四十五号）を削る。

附則

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併に

外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 一億円以下の金額 百分の三十七

二 一億円を超え、年十億円以下の金額 百分の四十二

三 年十億円を超える金額 百分の四十七

第九十四條第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中」「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中「に改める。」

別表第二中「別表第二 公益法人等の表」を「別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係）」に改め、同表第一号の表の学校法人の項中（昭和二十四年法律第二百七十七号）を削り、同表同号の表の社会福祉法人の項中（昭和二十六年法律第四十五号）を削る。

附則

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併に

よる清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

理由

法人税の負担の適正化を図るため、法人の受取配当等の益金不算入制度を廃止し、法人税に累進税率を導入し、寄附金に対する課税を強化し、及び金融機関等の貸倒引当金の繰入限度額を引き下げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八條の二」第九條の二を「第九條」に、「第四十一條の十三」を「第四十一條の十二」に、「配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例（第四十二條・第四十三條の二）」を「削除」に、「第八十八條の五」を「第八十八條の六」に改める。

第三條から第三條の三までを次のように改める。

第三條 削除

第八條の二から第九條までを削り、第九條の二を第九條とする。

第二十六條第一項を次のように改める。

医療又は歯科医療を営む個人が、各年において、社会保険診療等につき支払を受けるべき金額がある場合には、その年分の事業所得の金額の計算上、当該社会保険診療等に係る費用として必要経費に算入する金額は、所得税法第三十七條第一項及び第二編第二章第二節第四款の規定にかかわらず、当該支払を受けるべき金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 千五百万円以下の金額 百分の七十二

二 千五百万円を超え、三千万円以下の金額

百分の六十二
三 三千万円を超え、五千万円以下の金額 百
分の五十七
四 五千万円を超える金額 百分の五十二
第二十六條第二項前項を「第一項」に改め、同
項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項
を加える。

2 前項に規定する社会保険診療等とは、次の各
号に掲げる給付又は医療若しくは助産をいう。
一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、日
雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二
百七号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律
第九十二号)、船員保険法(昭和十四年法律
第七十三号)、国家公務員共済組合法(昭和三十
三年法律第二百八号)、防衛庁職員給与法
(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二
条第一項においてその例によるものとされる
場合を含む。以下この号において同じ。、公
共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法
律第二百三十四号)、地方公務員等共済組合法
(昭和三十一年法律第五十二号)、私立学校
教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百
四十五号)、戦傷病者特別援護法(昭和三十
八年法律第六十八号)、身体障害者福祉法
(昭和二十四年法律第二百八十三号)、母子保
護法(昭和二十二年法律第六十四号)又は原
子爆弾被害者の医療等に関する法律(昭和三十
二年法律第四十一号)の規定に基づく療養
の給付(健康保険法、日雇労働者健康保険法、
船員保険法、国家公務員共済組合法、公共企
業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組
合法又は私立学校教職員共済組合法の規定に
よつて家族療養費を支給し、負担し、又は支
払うべき被扶養者に係る療養を含むものとし
る。)、助産の給付、更生医療の給付、養育医
療の給付、育成医療の給付、療育の給付又は
医療の給付
二 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四

号)の規定に基づく医療扶助のための医療又
は生産扶助のための助産

三 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百三
十号)、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六
号)又は麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四
四号)の規定に基づく医療

第二十七條中「同項」を「同条第二項」に改める。
第三十一條第一項中「昭和四十五年一月一日から
昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年一
月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に
改め、「同法第三十三條第三項第一号に規定する
譲渡以外の譲渡であり、かつ、」を削り、「百分の
二十(昭和四十五年分及び昭和四十六年分の所得
税については百分の十とし、昭和四十七年分及び
昭和四十八年分の所得税については百分の十五と
する。の税率を適用して」を次の各号に掲げる場
合の区分に応じ当該各号に掲げる金額(昭和五十
年分の所得税については、百分の二十の税率を乗
じて計算した金額)に相当するに改め、同項に次
の各号を加える。
一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下であ
る場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の
二十に相当する金額
二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える
場合 次に掲げる金額の合計額
イ 四百万円
ロ 課税長期譲渡所得金額につき、この項の
規定の適用がなく、かつ、所得税法第二十
二條第二項第二号中「合計額の二分の一に
相当する金額」とあるのを「合計額」と読み
替えた場合に算出される所得税の額のうち、
当該課税長期譲渡所得金額のうち二千万円
を超える部分に係る所得税の額として政令
で定めるところにより計算した金額
第三十一條の二第一項中「昭和四十八年分から
昭和五十年分までの各年分」を「昭和五十年分」に
改め、「昭和四十五年分及び昭和四十六年分の所得税に
ついては百分の十とし、昭和四十七年分及び昭和
四十八年分の所得税については百分の十五とす

る。及び「昭和四十八年分の所得税については、
百分の十」を「の税率」に改める。

第三十二條第一項中「昭和四十五年一月一日か
ら昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年
一月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」
に改め、「所得税法第三十三條第三項第一号に規
定する譲渡又は」を削り、「若しくは」を又はに
改め、「同法第二十二條」を「所得税法第二十二條」に改
め、同項第二号中「この項の規定の適用がないも
のとした」を、「この項の規定の適用がなく、か
つ、所得税法第三十三條第三項第一号中「その資
産の取得の日以後五年以内になされたもの」とある
のを「昭和四十四年一月一日以後に取得した資産
に係るもの」と読み替えたに改める。
第四十一條の十二を削り、第四十一條の十三を
第四十一條の十二とする。
第三章第一節を次のように改める。
第一節 削除
第四十二條及び第四十三條の二 削除
第六十二條第一項中「昭和五十年三月三十一日」
を「昭和五十二年三月三十一日」に、「四百万円」を
「三百万円」に改め、「の百分の七十五」を削り、
「次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該
各号に掲げる金額を当該法人の当該事業年度に
おいて支出する交際費等の額が基準交際費額に満
たない場合には、当該限度額超過額からその満た
ない部分の金額(当該金額が当該限度額超過額を超
える場合には、当該限度額超過額に相当する金額)
を控除した金額に改め、各号を削る。
第六十七條第一項を次のように改める。
医療法人が、各事業年度において第二十六條
第一項に規定する社会保険診療等につき支払を
受けるべき金額がある場合には、当該事業年度
の所得の金額の計算上、当該社会保険診療等に
係る経費として損金の額に算入する金額は、当
該支払を受けるべき金額を次の各号に掲げる金
額に区分してそれぞれ金額に当該各号に掲げる
割合を乗じて計算した金額の合計額とする。
一 年千五百万円以下の金額 百分の七十二
二 年千五百万円を超え、年三千万円以下の金

額 百分の六十二
三 年三千万円を超え、年五千万円以下の金額
百分の五十七
四 年五千万円を超える金額 百分の五十二
第六十七條第二項中「前項」を「第一項」に改め、
同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二
項を加える。
2 事業年度が一年に満たない医療法人に対する
前項の規定の適用については、同項中「年千五
百万円」とあるのは「千五百万円を十二で除し、
これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金
額」と、「年三千万円」とあるのは「三千万円」を
十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じ
て計算した金額」と、「年五千万円」とあるのは
「五千万円を十二で除し、これに当該事業年度
の月数を乗じて計算した金額」とする。
8 前項の月数は、暦にしたがつて計算し、一月
に満たない端数を生じたときは、これを一月と
する。
第八十八條の四第一項中「昭和五十年四月一日」
を「昭和五十二年四月一日」に改め、同項各号を次
のように改める。
一 昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月
三十一日まで 四分の一
二 昭和五十一年四月一日から同年八月三十一
日まで 八分の一(当該自動車につき当該保
安上の技術基準を定めた法令において定めら
れている窒素酸化物の排出量に係る値のう
ち、大蔵省令で定めるものを超えることとな
る当該自動車にあつては、十分の一)
第八十八條の四第二項を次のように改める。
2 昭和五十年四月一日から昭和五十一年八月三
十一日までの間にその製造に係る製造場から移
出され、又は保税地域から引き取られる物品税
法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車で、電
気動力源とするもののうち、大蔵省令で定め
るものに係る物品税の課税標準は、物品税法第
十一條及び第十三條の規定にかかわらず、これ
らの規定により計算した金額から、当該金額に
二分の一を乗じて算出した金額を控除した金額

とする。

第八十八条の四に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第六章第二節中第八十八条の五を第八十八条の六とし、第八十八条の四の次に次の一条を加える。

(高公害乗用自動車の物品税率の特例)

第八十八条の五 昭和五十年四月一日から昭和五十一年八月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車で、前条第一項又は第二項の規定の適用を受けないものに課されるべき物品税の税率は、同表の定め及び第八十八条の三の規定にかかわらず、次の各号に掲げるに区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる税率とする。

一 第八十八条の三の規定の適用を受ける乗用自動車 百分の三十

二 物品税法別表第二種第七号2に掲げる乗用自動車 百分の二十五

三 物品税法別表第二種第七号5に掲げる乗用自動車(二輪自動車を除く。) 百分の十五

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十年分以後の所得税について適用し、昭和四十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過措置)

第三条 昭和五十年三月三十一日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

(配当所得に関する経過措置)

第四条 昭和五十年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八十八条の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十八条の五第一項、第八十八条の六又は第九十一条第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置)

第五条 新法第二十六条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する支払を受けるべき金額について適用し、同日前に支払を受けるべき当該金額については、なお従前の例による。

(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第六条 昭和五十年三月三十一日までに発行された旧法第四十一条の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第七条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置)

第八条 新法第六十七条第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する支払を受けるべき金額について適用し、同日前に支払を受けるべき当該金額については、なお従前の例による。

(物品税の特例に関する経過措置)

第九条 物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車のうち、旧法第八十八条の四第一項又は第二項に規定する期間内にその製造に係る製造

場から移出されたもので、これらの規定に該当するものに係る物品税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

税制における負担の適正化を推進するため、個人の利子、配当課税の特別措置及び支払配当に充てた法人所得の軽減措置を廃止するとともに社会保険診療報酬課税の是正、個人の土地譲渡所得に対する重課及び法人の交際費に対する課税の強化を図るほか、公害対策に資するため、低公害乗用自動車の物品税の軽減及び高公害乗用自動車の物品税の重課を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。